

令和4年 第1回天城町議会定例会

第 4 日

令和4年3月11日（金曜日）

令和4年第1回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年3月11日（金曜日）午前10時開議

開議				
○日程第1	議案第2号	天城町議会議員及び天城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	町長提出	
○日程第2	議案第3号	天城町学校施設整備基金条例の制定について	町長提出	
○日程第3	議案第4号	天城町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について	町長提出	
○日程第4	議案第5号	天城町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	町長提出	
○日程第5	議案第6号	天城町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について	町長提出	
○日程第6	議案第7号	天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	町長提出	
○日程第7	議案第8号	天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	町長提出	
○日程第8	議案第9号	天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	町長提出	
○日程第9	議案第10号	天城辺地に係る総合整備計画の変更について	町長提出	
○日程第10	議案第11号	天城町町道の路線の廃止について	町長提出	
○日程第11	議案第12号	令和3年度天城町一般会計予算補正（第10号）について	町長提出	
○日程第12	議案第13号	令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第4号）について	町長提出	
○日程第13	議案第14号	令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について	町長提出	
○日程第14	議案第15号	令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第2号）について	町長提出	
○日程第15	議案第16号	令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について	町長提出	
○日程第16	議案第17号	令和4年度天城町一般会計予算について	町長提出	
○日程第17	議案第18号	令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算について	町長提出	
○日程第18	議案第19号	令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算について	町長提出	
○日程第19	議案第20号	令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算について	町長提出	
○日程第20	議案第21号	令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算について	町長提出	
○日程第21	議案第22号	令和4年度天城町水道事業会計予算について	町長提出	

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	武田正光君	12番	前田芳作君
13番	平山栄助君	14番	柏井洋一君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君 議会事務局書記 實村健太君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
教委総務課長	豊島靖広君	社会教育課長	和田智磯君
総務課長	袴清次郎君	くらしと税務課長	関田進君
企画財政課長	福健吉郎君	けんこう増進課長	碓本順一君
建設課長	宮山浩君	水道課長	野村秀行君
農業委員会事務局長	芝健次君	農政課長	山田悦和君
農地整備課長	大久明浩君	長寿子育て課長	森田博二君
商工水産観光課長	中秀樹君	総務課長補佐	宇都克俊君

△ 開議 午前10時00分

○議長（柏井 洋一議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

直ちに本日の日程に入りますが、米田選管書記長のお父さんが急に具合が悪くなり、ということで今日の議会は欠席します。よろしくお願いいたします。

△ 日程第1 議案第2号 天城町議会議員及び天城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第1、議案第2号、天城町議会議員及び天城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

みなさん、おはようございます。

それでは、議案第2号、天城町議会議員及び天城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律に基づき、天城町議会議員及び天城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成における公費負担について条例の制定を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

質疑というよりも、困りましたね。米田さんがいなくて。多分総務課長が分かっていると思いますので、例えば私たち町会議員が選挙をするときに、こういった種類のがこの助成ですか、公費負担、公費でこういった種類のが公費負担になって、私が出るときに幾ら私のところに公費が入るのか、そこら辺テレビを見ている方もいっぱいいると思いますので、少し分かりやすく説明してください。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

まず、この条例の制定についてでございますが、まず1点目に選挙運動用の自動車の使用、これは立候補届出の日から選挙期日の前日までの5日間が公費負担の対象となります。その中で、一般運送契約の場合は単価が6万4千500円ですので、5日間で32万2千500円が上限となります。一般運送契約以外の契約ということで、自動車みのリース、単価が1万5千800円、5日間で7万9千円となります。燃料費につきましては、1日7千560円、5日間で3万7千800円ということです。この自動車の運転手の雇用ということではありますが、経費が1万2千500円、5日間で6万2千500円ということでもあります。

2点目ですが、選挙運動用ビラの作成、これにつきまして天城町長選挙は5千枚までということです。町議会議員選挙につきましては、立候補者につき1千600枚まで、公費負担の対象となります。単価はそれぞれ7,51円ということになりますので、天城町長の場合、5千枚で3万7千550円、町議会議員の場合は1千600枚までですので、1万2千16円ということでございます。

3点目ではありますが、選挙運動用のポスターの作成に係る公費負担が対象となります。これにつきましては、天城町内の74ヶ所の掲示板が対象となっております。主にこの3点でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

ポスターは、印刷費用は幾らまでという金額はなかったですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価が525円ということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

大体、お分かりになったかと思いますが、30万、大体30万プラス3万、三十五、六万ぐらいでしょうか。これが公費で出るということでございます。これは、念のために申し上げておきますが、今年の選挙には適用されないことになっております。令和5年の4月1日、来年の4月1日からの適用ということでございますので、よろしいんじゃないかなと。質疑はございません。

以上です。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（奥 好生議員）

総務課長にお尋ねします。

この条例制定案の提出につきましては、全国のこういった地方議員とかの選挙、

立候補者がなかなか経済的な面で出てこないという、そういった中での国の法律改正に基づいて提出されたものだと思います。また、この公費負担につきましては、立候補者の申請に基づくものであって、申請しない場合は公費負担はないものと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、天城町議会議員及び天城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第3号 天城町学校施設整備基金条例の制定について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第2、議案第3号、天城町学校施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第3号、天城町学校施設整備基金条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、本町の学校施設の整備等をこれから円滑に実施するため、

天城町学校施設整備基金を制定するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

○7番（久田 高志議員）

学校施設整備基金条例についてお尋ねしたいと思います。

昨日、一般質問でも少し触れましたけれども、そもそもこのスタートの財源、公共施設整備基金から一部振り替えるというような答弁もどこかで少しあったような気もいたします。

その確認と、この対象範囲ですよね、学校施設の整備、施設を新築、増築または改修することをいい、公共用地の取得及び造成を含むというふうな文言なんですけれども、この改修とかが本体のみに充てられるものなのか、周辺環境、付帯設備ですかね、そういったところまで適用されるのか、確認したいと思います。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今、昨日までの議会の中でも町長答弁ございました。今、公共施設整備基金が7億2千200万でございます。そのうちから、まだ額は決定しておりませんが、2億程度ぐらいかなと思っておりますが、それを今回設置する学校施設整備基金のほうに移すというんですか、したいというふうに考えております。

○議長（柏井 洋一議員）

どういう使い方。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

それはもうごめんなさい。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

学校施設整備基金条例第1条、本町の学校施設（校舎、屋外運動場、屋内運動場、学校水泳プール、周辺環境及び学校給食施設）の整備等を円滑に実施するというふううたっております。

○町長（森田 弘光君）

基金の積み立てについて、少し私のほうの考え方を申し上げておきたいと思えます。

基本的には今、企画財政課長がお話したことでありますが、それに加えて例年9月決算の中での不用額、またそういった繰入が出てきた場合には財政調整基金、またこれでは公共施設整備基金に積み立てをして、また次年度以降活用していたわ

けでありますけれども、いよいよこれ学校施設の整備について、これから喫緊の課題になってくるだろうと思っております。

そういう中で、やはり国の補助事業を活用してやるわけでありますけれども、地元的一般財源をしっかりと確保しておいて、整備に努めたいと思っております。そのために、これまで決算の中で財政調整基金また公共施設整備基金に積み上げていたものについて、基本的には財調については10億からを前後として目安にして積み立てておきたいと思っておりますが、公共施設については今の現状というか、そこから辺を維持しながら集中的に今回提案いたしております基金条例が可決され、そしてこれが発動されますと、その中でしっかりと確保しながら、これからの事業に対応していきたいというふうに考えております。

○7番（久田 高志議員）

よく分かりました。要請といたしますか、もちろん各地区から老朽化による学校建設の要請が出ていることも重々承知をしております。それと併せて、各学校のやはり危険箇所、老朽化している部分とかを幅広くまず改修等をかけながら、やはり基金の活用方法ですね、柔軟性を持って活用していただきたいと要請しておきます。

以上です。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、天城町学校施設整備基金条例の制定について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第4号 天城町国民健康保険基金条例の一部を改正する

条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第3、議案第4号、天城町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは議案第4号、天城町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、国民健康保険制度の改正により、基金の設置目的と積立額及び処分について、条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、天城町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第5号 天城町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第4、議案第5号、天城町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは議案第5号、天城町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、限度額認定証の活用による貸付申請者の減少に伴い、積立額を減額とし、条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

○7番（久田 高志議員）

今、町長の提案理由にもございました、活用する方が減っているということがございます。以前は一度、要は病院窓口で支払って後ほど還付を受けるという形だったと思います。今は、手続を踏めばその限度額以上の支払はないものと思っておりますけれども、この基金はどういったときに、今の現況からいくとどういった場合に活用されたりするものなののでしょうか。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

平成19年度から今、久田議員がおっしゃっていた限度額制度が始まっています。その時点から限度額証明書を提出すれば、負担が限度額内で収まるという制度なんですけれども、実は廃止も検討をしたところなんです。例えば都会で限度額をとる時間がないとか、可能性がゼロではないものですから、県のほうとの意見も伺いながら廃止にはちょっと、廃止するには万が一のこともあるので残したほうがいいんじゃないかというご指導等もありまして、一応今の200万を100万に減額して、基金額を変えたいというところです。

○7番（久田 高志議員）

ちょっと分かりにくいといえますか、都会に行くと手続ができないという理由なのか、要はこの万が一に備えて準備することは大いに結構なんですけれども、これの要は活用ですね、使い方が分からないと、要は必要とされる方も使えないと思うんです。ですから、どういった場合にというのをもう少し分かりやすくといえますか、周知の意味を含めて、この基金の活用、こういった場合に使えるというそういうところが分かればいいかなと思うんですが。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

この限度額認定証というのは、その方の所得に応じて限度額が決まってまいります。先ほど、都会にいらっしゃる方っていう話もしたんですが、一番多いのが未申告の方で、所得の確定ができずに限度額認定証の発行ができないという方がいらっしゃいます。そのときは、やはり申告して、所得が決まって、限度額が決まってというそれなりの期間がかかりますので、そういった場合に活用することになるのが大部分かなと考えております。

○7番（久田 高志議員）

よく分かりました。そういうところだと思います。基本的に、ほぼしっかりと申告をされていれば、限度額認定証が即交付されると。何らかの理由によって、申告等が出されていない場合は所得が確定しないために限度額認定証が出せないということで活用する可能性があるということですよ。そうったところもしっかりと周知しながら、こういったところはまたくらしと税務課あたりとも協議しながら周知をしていって、万が一に備える分には有効だと思っていますので、しっかりと周知をされるように、また申告もちゃんとできるようにお勧めしていただければよいかなと思います。

以上です。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、天城町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第6号 天城町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第5、議案第6号、天城町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは議案第6号、天城町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、少子化対策及び子育て支援のさらなる充実を図るため、現行の祝い金の額「第1子5万円、第2子10万円、第3子以降1子ごとに10万円の加算」を「第1子10万円、第2子以降1子ごとに10万円の加算」に改正しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

質疑というよりも、支給方法についてお伺いをします。

今、この支給をするときの手続、申請から決定、あと交付まで、交付といたらおかしいですね。支給までの手順をちょっと説明してもらえませんか。

○長寿子育て課長（森田 博二君）

お答えいたします。

支給までの流れということですが、まずお子さんが生まれましたら暮らしと税務課のほうで出生届を出します。その後、長寿子育て課のほうに来まして、その時点で乳幼児医療費の証明書、保険証であったり、あとそのときにこの出産祝金の支給申請書を記載していただいております。

その後、申請書のほうを確認しまして、対象者に対しましてはこれまでは上半期、下半期と分けまして10月と3月、翌年の3月か4月頃に半年、2回に分けて1ヶ所で支給しておりました。しかしながら、こういったコロナ禍ということがありまして、ここ2年は振り込みということで支給をしているところであります。今年度も下半期のほうに関しましては3月、たしか24日には振り込む予定としております。

○10番（松山 善太郎議員）

金額もさることながら、やはり私ちょうどこの頃、これが始まったときに課長でありまして、前の前の町長ですね、吉岡光一氏と一緒に車に乗せて、戸ノ木が多かったというような気がします。住宅とか一件一件回ったんですね。その頃は数も半端じゃなかったような気がします。何せ20年前ですのでね。

その後、そのときのこの条例をずっと拡充してきて、ちょうど小泉の三位一体改革のときですかね。3万まで、第2子から3子以降3万まで下がった時期がございます。今、このようにして見てみますと、隔世の感とまではいいませんが、随分手厚くなったもんだなと思っております。感無量なところもございますが、しかし、ほかの町村では100万とか、桁違いの、町長またそういいますと競争みたいになってあまり乗り気でないとおっしゃるかも分かりませんが、既にもう競争なんですね、日本国中。競争に入っている。

奨学資金にしても返さなくていい奨学資金が出ている。国でさえも上級学校についてはもう、上級学校のいわゆる貧しいといったらおかしいんですけど、非課税世帯あたりには返さなくていいという奨学金を始めている。そういったご時世になっているわけですよ。国自体が。保育所も4、5、6はただになった。そういったのを見ますと、時代の流れとはいえ、やはりよかったなという気がします。

あとはもっと拡充と、今日一番お願いしたいのは、これはもうあくまでもお願いなんですけど、上半期、下半期の役場に、極端に言えば呼びつけて上げるよと。いかにも上げる感でやっていますが、私はああいうのはちょっと誠意が足りないと思う。やはり子供を、子宝を設けてほしいという本当の思いがあれば一件一件回って、そのお子さんを抱っこしたりとか、記念撮影してくれるんですね、必ず。カメラ準備して。

やはりそういうのを一つの小さな思いやりですけど、50名しかいませんので、月に三、四名ですか、月に4名ぐらいですね、回っても。それ、町長と誰か、課長と手分けして、2組に分ければ25件で済むわけです。そんなに難しい問題じゃない。やはり本当に子宝が欲しいと思うのであれば、ぜひそうしてほしいのであれば、私は一つの誠意の見せ方としてやってほしいと思う。振り込みだなんて例外、もつてのほかですよ。私に言わせれば。

やれば感ですよ、あげればいいでしょうみたいじゃ困るわけです。やはりそこら辺をお金の支給の方法、お祝いの仕方をぜひ町長にもう一歩踏み込んで考えてほしいんですけど、いかがでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

ご意見としてありがたく思います。このコロナの中で、対面でまた向き合うということについていかがなものかということで、今回振り込まさせていただいており

ます。また、コロナが収束する、そういう中ではやはり子供の健やかな成長を祈る、願うということの中で、またいろんな工夫をしていければなと思っております。

もう一つちょっと余談になるんですけど、昨年の議会の中で3町の児童生徒の数のお話を松山議員からお聞きしまして、私は非常にあのことが、非常に衝撃でありました。やはりそういったことをしっかり捉えながら、やはり本当に町を上げて子育て支援をしていきたい。そしてまた、教育についてもしっかりと対応していきたいなということをこの間、この間といいますか、12月定例会の議論の中で改めて感じたところであります。

また、町民みんなでそういう子育てのできる環境をつくり上げていきたいと思っておりますので、また議会のほうの皆さん方についても、またご理解・ご協力を賜りたいと思います。

○3番（吉村 元光議員）

語句の定義づけについてお尋ねをします。

第1子、第2子とございますけれども、例えば子供を連れた方が結婚して天城町で生まれたと。それが何子目になるのか、それと不慮の事故で、もしお亡くなる場合もなきにもあらず、こういった場合の定義づけが次は2子目になるのか、1子目なのか、そこら辺りも周知する必要があると思っておりますので、お聞きします。

○長寿子育て課長（森田 博二君）

お答えいたします。

第1子、第2子の判断ですが、条例上では祝い金の申請ということで、住民票の謄本を添付させていただいております。ですので、その住民票に載っている数で第1子、第2子という判断をしております。ですから、子供が4人いて1人が学生になりました。住所を当該のほうに移しましたとなれば、5人いても下の子が生まれたときには住民票に載っていませんので、その数で第1子、第2子、第3子と判断しているところであります。

○3番（吉村 元光議員）

この件につきましては、出産祝金というか、こういったのを出す場合、死産であっても出すとか、いろんなケースがあると思うんですよ。ですから、もっと判断をいろんなところに仰いでもらって、その基準を再度確認したほうがいいかと思いますが。

以上です。

○長寿子育て課長（森田 博二君）

お答えいたします。

住民票でいけば今私が説明したとおりにすれば、高校生が住所を変えれば、その

方がまた1子、2子の中にカウントされないということになります。ですので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

それはちょっと検討するような問題じゃないと思いますよ。住民票があろうがなかろうが5番目は5番目であって、それは例えば私の例からいいますと、私は上下10年の差があるんで、でも高校生になったら全部名瀬に行く、5番目の子が生まれた。じゃあ、上の二人が名瀬に行っておると、その子は5番目であっても3番目になるということですか。そんな、それはちょっと変な話ですよ。やはり住民票じゃなくて、やはり戸籍ですぐすぐ条例でもなんでも変えて、戸籍で確認するように。できるだけ、町単でありますので、分かりますか、町の単独事業でありますので、なるべく支給する方向で、解釈も運用もひとつお願いしておきます。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

やはり子育てということ、それから環境をつくりたいということであります。それと、出発の頃は例えば定住しない方はだめですよという話があったりして、例えば警察の方とか学校の先生とか、いろんな公務員の方々はここで3年とか2年とかで移りますので難しいですよっていう決まりがあったようです。

そこら辺についても、町の単独事業ですので、しっかりと天城町で生まれた子供に対しては、みんなでお祝いしましょうということであるようになりましたので、それはまたみんなが喜ぶ、そういった環境づくりができればなと思っております。今ちょっと初めて聞いて、私自身びっくりしておるところですけど。

○長寿子育て課長（森田 博二君）

お答えいたします。

私もちょっと違和感を感じていました。実際のところ。よろしければなんですけど、次回の6月議会あたりで、条例ですので、世帯の住民票等も添えてとありますので、ここ辺りを戸籍謄本に、これは公用でとっています。変えまして、条例改正をしまして、適用年月日を4月1日からとか、もしよろしければそういうふうな形にしたいと考えます。よろしく申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに、質疑はありませんか。

○13番（平山 栄助議員）

今町長が言われたそのニュアンスが物すごく大事なことなんですよ。課長さんもそういう考えをしっかりとしてもらわないと、今教育委員会で取り組んでいる山海留学制度ですね。いわんとするのは分かりますよ。都会から人を呼び込んでくるわ

けですね。要するに極端に言えば、表現は悪いんですが、よそ様の子ですよ。我々町民とは違うわけですので、そういった認識をしっかりとみんなが統一した見解を持たないと、どこかでおかしな話が、発言が耳に入ってくるんですよ。

天城町民だとそういう気持ちになって、これ取り組んだわけですのでやっぱり今、町長言われたように、例えば私たちの町はそんなに県職員はいませんが、お隣に町に行きますとたくさんいますよね。警察官であり、保健所であり、いろんな県職員がいますので、そこら辺ひっくるめて出産祝金は天城町で生まれた方々に全員にあげるんだよと。山海留学生もですよ、もう少し壁を打ち破らないと、どうも教育委員会、名指しして悪いんですが、皆さんの部下の中にそういった、ややもしたらそういう考えを持っているような方がおるようなニュアンスが私には聞こえてきます。

そういったのを取っ払わないと、山海留学制度は成功しませんので、もう少しスケールのでっかい度量を持った、この間の一般質問ではありませんが、そういう気持ちになって天城町は頑張らないと、この人口減というのはなかなか歯止めがかからないですよ、今幾ら我々が議論をしても。

ですので、そこら辺、これは大事なことですよ。皆さん笑っていますけど。そういう気持ちになって、お互いが車の両輪って思うのであれば、議会ももう少し巻き込んでみんなで頑張っていないと、人口減、児童減、いろんな問題はこれから山積してくると思いますので、ぜひそこは職員の皆さんにも訓示していただいて、天城町はこういった方向で行くんだよという、長くなりましたが、そういう気持ちで頑張ってくださいますようお願いしておきます。これを。

以上です。

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、天城町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 6 議案第 7 号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第 6、議案第 7 号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは議案第 7 号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、法律、政令の改正に基づき、子育て世帯の負担軽減を図るため国民健康保険税の未就学児の均等割額の 2 分の 1 を減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 7 号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 7 議案第 8 号 天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第7、議案第8号、天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは議案第8号、天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、町民の皆様へ動物愛護及び動物福祉の意識を高めていただくとともに、飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギなどの野生生物への被害を防止し、地域生活環境の向上及び自然環境を保全するため、天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

○7番（久田 高志議員）

全員協議会等々でも、いっぱい説明を受けたりしてもなかなか理解できない部分がございます。

その動物愛護福祉の観点、猫をくくることが福祉なのか、猫にとってよいことなのかという、そういった議論もありますけれども、基本的には自然保護の観点というところかと思えます。この基準として在来、外来、どの辺が線引きをされるんですか。いつ頃から。

猫は、全協で説明を求めたらもう、入ってきて2000年ぐらいになるというような説明もございました。2000年も共存してきた生き物がそれほど害になるのか、ちょっと気になりますけど、どうでしょうか。

○くらしと税務課長（関田 進君）

ただいまの久田議員のご質問にお答えいたします。

猫につきましては、もともと島にいない動物であったわけなんですけど、そうしていく中でペットとして飼育される状況になってきました。その上で、外で繁殖して増えてしまうことでいろんな課題が出てきたところです。自然生態系、特に自然生態系の中で希少動物が捕食されているという課題、そして生活環境、集落の中で衛生面での課題があるということ。

そして、猫が交通事故に遭ったりとかいろんな福祉の問題とかありまして、いろんな課題がある中でルールを作って猫の適正な飼養をすることによって、生活環境

の課題や自然遺産に伴う環境保全につなげていきたいと思う中で今回の提案になりました。

先ほど外来といいますか、外来種との話でありましたが、主に猫につきましてはノネコ、山のほうにいる猫をノネコということで捉えております。あと、集落内にいる猫をノラネコということで捉えています。あと、飼い猫、各自自宅で飼っている猫を飼い猫という、この3つの定義で考えているところです。

以上です。

○7番（久田 高志議員）

猫に関しては、好き嫌いもあろうかと思えますけれども、そもそも日本国内に猫が持ち込まれた理由、今のような保管するような施設もなく、やはり穀物類をネズミから守るため持ち込まれたのが猫の最初の由来だったと思えます。

それから、2000年、今でも徳之島島内ではネズミ除けでそういった意味で飼養されている方もいらっしゃいます。ネズミがさとうきびをかじる、牛舎に来て牛の飼料を食べる。そのネズミを追いかけてハブが来る。そういったところをどう対応していくのかということで、全協で説明がありました。

課長、これ非常に浅く考えた答えじゃないかなと思うんですけど。ネズミ対策で殺鼠剤、粘着シート等で対応してほしいと。殺鼠剤はほかのこのトゲネズミとかケナガネズミとかこの希少な動物は食べないんですかね。私、さとうきび畑の畔端でケナガネズミ、たまに朽ち果てている姿を見るんですが、恐らくこういうことを言うと、今度ヤソヂオンも禁止という方々が出てくるからあまり言いたくはなかったんですけど、そういったこともあり得るわけです。おそらく今の猫の被害よりも多いんじゃないかなと思ったりすることもありますよ。そこに粘着シートを置くことによって、この希少なトゲネズミとかはそこに行ってくっついてたりしないんでしょうか。ネズミ対策殺鼠剤も、あれ黒ウサギも食べているんじゃないですか。食べるんじゃないんですかね。その辺はよく分からないんですけど、そういったこともちゃんと調査をして、衛生上といいますか、このトキソプラズマも簡単に書いてあります。これよく調べると、健康な方が感染をしても特に治療を要するような症状ではないと。妊婦の方が、いいですか、初めて、その妊娠期間中に初めてこのウイルスに感染した場合、問題が起こると。健康なときにこのトキソプラズマに感染すると抗体は一生残るようであります。逆を考えれば、健康なうちに、感染するのがいいのかどうか分からないんですけど、抗体ができるのであれば、そういったことも問題なければ問題ない範囲でいいと思うんですけど。要は、言いたいことは、そういったところをちゃんと整備をして、こういう条例を制定してこないと、この条例の中には罰則まであるんですよ。逃げた猫がどうたらこうたら。何かあつ

たときの損害賠償を請求するとか。確かにノネコ、山のほうでクロウサギくわえて
いる1枚の写真がずっと使いまわされております。確かにそういう被害もあるでし
ょう。ただこの何千年という2千年という中で、この徳之島に入って1千年か1千
500年か分からないですけど、自然の生態系の中の一部として生きてきたんじゃ
ないかなと思っているわけです。それで、黒ウサギが絶滅したとかケナガネズミが
絶滅したとかトゲネズミが絶滅したとか、そうは思えないんですよ。実際に増え
ているような気がするんですよ。実際増えているような気がする。おそらく自然環
境のこのネズミやらクロウサギが減った要因は人間がそもそも生息地に入り込んで
いったことが最大の原因だと思うんです。もう少し内容を精査してからこういう条
例は制定、要は罰則でも付いていなきゃいいですよ。罰則まで付けて、全協で申し
上げましたけれども、ハブを駆除するためにマングースを持ち込んだ人間の浅はか
だったと思いますよ。その当時の方々、深くものを考えなかったんでしょうね。ハ
ブを駆除するところが家の鶏を食べ始めたんですよ、あのマングースは。それか
ら駆除するのに長い期間かけて多額の予算をかけて、まだゼロが発表されていない
んじゃないですか。だから、この自然の生態系をどこまで人が手を入れていいか
というのは、私少し考えていく問題は非常にあると思っております。こういったこと
を踏まえて、何かちょっと考えていくことはないでしょうか。

○くらしと税務課長（関田 進君）

ただいまの久田議員のご質問にお答えします。

話が前後する形なんですけど、この今回の猫の適正飼養に関する条例につきまし
ては、徳之島3町ネコ対策協議会という団体で令和元年ごろから話を、協議を、議
論を進めてきました。そういう中で、専門機関の皆さんとか関係機関、県、環境省
のほうも入りまして、幅広い意見を交換した中で、今回の条例にいたりまして。そ
ういう中で、やっぱり私たち行政としましては、猫の適正な飼養によりまして、世
界遺産に伴う今後の自然保護、保全、そして環境衛生の課題、生活環境、またあと
健康面のトキソプラズマとかいろんな伝染的なものもあるんですが、様々な課題を
クリアするためにはやはり時代の流れに合わせまして、ルールを作る今までの継続
ではなくて、新しくルールを作って、条例化をして、条例を守っていただいて新し
いやっぱり時代に合った形で取り組んでいきたいという思いからこの条例の提案に
いたっています。

以上です。

○12番（前田 芳作議員）

ちょっとお尋ねをしますけれども、11条、放し飼いの禁止ということでありま
すけれども、今放し飼いをすると要するに罰則とかある。この間か、久田議員もお

っしやいましたけど、牛舎を各畑総の中に作ってある、そういう方々で牛の餌のほう食われるということで猫を何匹か置いてあるんですよね、ネズミが来ないように。そういった方々ももう全て家の中でというか、牛舎を全部囲って猫を飼育しなきゃならんというような意味合いのことでしょうか。こうすると、うちの身内にもそういう今いるんですが、この条例で絶対この条例を制定しないと世界自然遺産が取り消しになるんでしょうか。そこら辺までちょっと踏み込んで答弁いただきますか。ではないと思うんですよね。今早急にまで制定しなくても、もう少しそういう農家の意見とかそういうのを踏まえてしないと、専門家、専門家という話はするんですが、その専門家というのは机上の上でやるわけですよね。そこら辺もう少し踏み込んでやらないと、これはもう農家さんも大変なんですよ。今何匹かいて、せっかくネズミが来ないようにしているそういう状況の中で、要するに罰則がきて猫が全部いなくなった。今度はネズミにみんな餌をやられるというような状況になる。こういったときにいろいろこの島はさとうきび、そして畜産、そこで生計を立てている方々が多数いらっしゃると思いますので、そういったところをもう少し踏み込んで制定のほうは私は順当だと思います。まずは、専門家辺りの意見というのが出ましたので、どういう方々がこの条例に対しての話し合いをされたのか、基本的なことを聞きたいですね。農家サイドやいろいろな方を交えての、じゃあしょうがないね、やっぱりじゃあこれでいかないとならない。そして、これを制定しないと翌年度、2年後に世界自然遺産が登録抹消になるとかそういう話の中であったのか、もう少しちょっと具体的に聞きたいですね。お願いします。

○くらしと税務課長（関田 進君）

ただいまの前田議員の質問にお答えいたします。

まず、先ほど話しました徳之島3町ネコ対策協議会ですけれども、各役場の猫担当職員、そして天城町からも総務課長、企画財政課長、環境担当職員ということで、3町の猫担当課長、環境省とそのほかに徳之島ネコ対策ワーキンググループという組織団体がありまして、そこに環境省、国、県、各担当課長等が参加して、その中で条例化に向けて議論してきました。

先ほど説明していなかったんですが、実は今回の条例の改正につきましては、住民説明会を予定していました。1月の末、会場も準備して、住民の皆さんとか農家の皆さん、畜産農家の皆さんも含めて案内したりする予定で住民説明会も準備していたんですが、コロナの感染の拡大の関係で中止せざるを得ない状況になりました。

そして、また天城町のホームページでも意見公募ということでパブリックコメント、意見公募をして意見を伺っているところです。

先ほど、特に農家の皆さん、畜産農家の皆さんが町内で約300世帯いらっしゃる

るんですが、その中で猫を飼っている世帯農家さんは32世帯の方が猫を飼っていました。そして、その中でももちろん今日現在天城町では飼い猫の登録が183世帯、そして飼い猫、登録している猫が321頭になっています。

私が申し上げたいのは、今回の条例につきましては、徳之島3町、徳之島町、伊仙町も含めまして、そういうことで3町一体となった取り組みの中での提案でございます。

○12番（前田 芳作議員）

だと思いますよ。別に3町足並み揃えないとどうしてもいけない、そういうのを環境省から言われているからでしょうね、おそらく。だけど、今そういう農家さんサイド、こういうふうになりますよとちゃんと説明をしてからしないと、急に条例を制定した、4月1日からとなると、すぐうちの身内のところなんかも罰則がくるでしょうね。ということになるんですよ。そこら辺をもう少し周知してからしないといけないんじゃないかと私は考えるんですね。だから、今企画財政課長に答弁していただきますが、この条例がないとすぐ世界自然遺産がだめになるんですかね。そこら辺ちょっと答えてください。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

この条例がないと世界自然遺産が取り消しになるということはまずありえません。世界自然遺産価値を守っていくという観点で、クロウサギですとかトゲネズミ、こういった希少動物、こういったものを保全していくという広い観点の中で、特にノネコ、こういったものをどうにか対処していこうということで始まったことかと思っております。

この条例につきましては、タイトルのとおり、天城町飼い猫の適正な管理ということでございます。先ほどくらしと税務課長が今登録されている戸数が百八十何戸とかありました。基本的に猫を飼うのであれば、飼い猫として登録していただきたいところですが、今先ほど前田議員からありましたように、家で自宅で飼っている猫もいれば、また牛舎で飼っている猫もいるということでありました。そういう中で、2条の定義の中に室内飼養という項目がございます。家屋周辺、または庭における飼養は係留の有無にかかわらず室内飼養とは言わないという条項がありますが、この中ではちょっと今のところまだ畜舎で飼っている猫というのがこの中に対象となるかどうかというのは、ちょっとまだ検討の余地はあるというふうに考えております。

○議長（柏井 洋一議員）

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（柏井 洋一議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

森田町長。

○町長（森田 弘光君）

提案した人間がまたこのようなこととお話するのもいがかかなと思っておりますが、畜産農家の方々をはじめとして大変心配しているということについては重々承知しているところであります。私たちとしましては、いわゆる飼い猫をしっかりと適正管理していきましょうということでありまして。そして、かつて私たちの世代から上の人たちは猫が子供を産むと1回で5、6匹、多数産むわけですけど、1匹だけ残してあとはちょっと山のほうに放置するとか、なんかそういった行為があったんではないかなと思っている中で、今回のような希少動物への影響が多くなってきたかということだというふうに私は思っております。

そういう中で、これについては元々はこういう厳しい文言では書いてあるわけですが、やはり町民のみんなでその猫については適正に飼養を管理していきましょうというのが、いわゆる啓発をしていく、そして、いくということが私はこれの大きな眼目かなというふうに考えてきているところであります。

また、提案者がこういうことをいうのはおかしいかと思いますが、条例が施行されたら捕獲隊を組んで各牛舎を回って捕獲をするとか、そういったことについては私はならないんじゃないかなというふうに思っております。あくまでもこの飼い猫の適正飼養、管理、そういったもとに眼目を置いて、これ以上ノネコ、そういったものを増やさないようにしましょうということを目的としてこの条例を作ろうとしているかと思っております。

ちょっと例えがおかしいかも分かりませんが、私たち今町で空き缶ポイ捨て条例を作っております。この中でこれについても罰則があって、あるいは過料というんですかね、そういったものを徴するという事になっておりますけれども、これまで空き缶ポイ捨て条例を施行して、罰則規定を適用したことも現実にはありませんが、こういったことが今回の条例が施行されるといわゆる過料、罰則を科すかという、それは相当大量に山行って放棄するとか、そういった場合はいろんな形が出てくると思いますけど、通常の中ではそういったことはみんなで気を付けましょう、やると罰則が科されますよという意識を持たせるというそういったことがこの条例の眼目ではないかなというふうに思っています。そういう観点から私としては提案

させていただきます。

○4番（奥 好生議員）

私のほうからちょっと一言お話をしたいと思います。

私、猫とクロウサギの専門家ではないんですけど、徳之島で初めて県の幹部クラスの方からアマミノクロウサギに関する事業を計画できないかということ相談を受けまして、当部のほうにクロウサギの観測小屋を企画をした経緯がございます。その事業の中で、徳之島で初めて猫の捕獲罠を購入しました。そして、それが世界自然遺産に向けていろんな取り組みがなされて、今現在ではクロウサギが結構増えてきておましてクロウサギの観察小屋の入口付近までもクロウサギが出てきている。非常にその成果が出てきているようであります。

また一方、増えすぎて農家の方にさとうきびの芽を食べられるとかそういう被害も出ているのは承知しています。

また、この条例を見てみますと、条例を作るとき基本になるのはぎゅうぎゅう詰めの条例というのは作らないんですね。ある程度逃げ道というか、考慮した形で条例を作られるものです。

見てみますと、この条例の11条、放し飼いの禁止のところなんですけど、その2項のほうに、飼い主はやむを得ず飼猫を屋外で放し飼いにする場合には、繁殖制限の措置を講じなければならない。いわゆる、これは放し飼いにしたときにそういう措置を講じていなければ、猫は年2回出産するそうです。そうすると、その子猫が、町長先ほど言われたみたいに、処置できなくて子猫が増えすぎて飼うことができない場合にやむを得ず山とかいろんなところに放置をされると、また猫が増えて、また世界自然遺産に登録されたその大きな原因は希少動物が徳之島には結構いるというそういうのも1つあるわけですね。そういったところに害がないように官民協力をして、やっぱりそういうところは守りましょうというのがこの条例の趣旨じゃないかと思います。そういう意味では、反対意見、いろんな意見もありますけれども、私はこの条例についてはやっぱり3町足並みを揃えてやっていければと思っております。

以上です。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○7番（久田 高志議員）

質疑もたくさんかなり時間をかけて出てまいりました。やはり、町長、先ほど申し上げたとおりに、そこまでがんじがらめにするものではないという思いがあれば、やはりこの条例の内容をもう一度精査をする必要はあると思います。これやっぱり文言で書かれる以上、それは今の森田町長がそういう思いであっても、いずれいつかどなたか代わったときにこれを強行する可能性もあるわけです。やはり段階的に条例というものは動かしていかないと。やはり今までTNR事業の活用等でかなり去勢を済ませた猫とか、さくらねこというんですか、耳を切った、見受けられます。あの猫はほぼほぼこれから時間をかけて淘汰されていくわけですよ。もちろん猫も去勢等をしなければ、年2回産むでしょう。ネズミも年何回か産むわけですよ。そういうバランスを見るためにもしばらくTNR事業の経過等を見極めながら。またこの条例の中身を少しずつ動かしていくような方法でいま一度見直すことを検討していただきたいということで今回の上程には反対をさせていただきます。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の全部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議がありますので、起立によって採決します。

賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柏井 洋一議員）

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第9号 天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第8、議案第9号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第9号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。内容につきましては、町営住宅の新規建設及び用途廃止による管理戸数の増減に伴い、別表の改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

いろいろ名前を付けるんですが、これ町長の趣味なのかどうか分かりませんが、まずそのあぎなっ子というの、どういった発想なのか、それが1つ。

あと、建設年度があります。これは完成したときなのか、発注したときなのか。この2点です。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

まず今回のあぎなっ子団地という名称ですが、この名称は西阿木名集落の小学校の子供会、育成会及び集落の有志会の皆さんでこういう名前を付ける協議会なるものを設置して、私どもにこういう名前をぜひ付けていただきたいという提案文書をいただきました。それを今回は採用させていただきました。

また、建設年度ですが、着手年度になっております。

○10番（松山 善太郎議員）

着手年度であれば、しかし、前野と那須Aはそうならないような気がしますが、違いますか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

前野と那須A、そうですね、前野が26、27で、那須が27、28ですね。すみません、ここが統一性がなくなっております。もう一度、申し訳ございません、ここの建設年度については再度精査させていただきたいと思っております。すみません。

○10番（松山 善太郎議員）

住宅の建設については、昨日から一般質問でも取り上げておりましたように、いろいろ言っている。じゃあ、そこが、27、8であれば、下のほう平土野原とそこは令和元年、令和2年、あぎなっ子は令和3年になると思う、今までの例からいけば。いつもいつもそんな訂正で済ませているから気に入らない。作り直して持っておいで。すんなり、はいそうですかとはいきませんよ。何回同じことを言われる。

初めてじゃない、しょっちゅうだ。差し替えるか。作り変えて持ってくるか。

○議長（柏井 洋一議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11時29分

再開 午後 1時03分

○議長（柏井 洋一議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、本当は休憩だけど、本会議でこういう具合に変えましたっち、一応、どこどこと変えましたって言ったほうがいいよ。

○建設課長（宮山 浩君）

改めまして申し訳ございません。説明いたします。

今回の改正点でございます。以前の条例の表の、別表の「建設年度」という表題を「竣工年度」に改めて、間違いがないようにしたいと思っております。

そして、中身です。高千穂団地、当初平成19年の建設年度と記載しておりましたが、平成20年度の間違いでありましたので、修正をいたしております。

次に、平土野原団地A棟、平成30年建設を令和元年竣工に変えます。

さらにB棟、令和元年建設年度でしたが、令和2年度竣工年度にいたします。

さらに、あぎなっ子団地、令和3年度竣工年度で、西阿木名に4棟追加でございます。

町の単独住宅で、那須木造団地のC棟になります。棟は書いてないんですが、平成30年度と建設年度が記載ありましたが、令和元年度に竣工年度を改めます。

さらにD棟、令和2年度と建設年度がありますが、令和3年度に竣工年度を改めさせていただきますと思います。

よろしくご審議お願いします。

○10番（松山 善太郎議員）

別に特に意地悪をしているということでもございませんので、住宅が非常に遅れている、いわゆる遅れているといいますと、建築年度、今年のがまだ発注できていないとか、令和3年のやつがまだ、もう年度もうすぐ終わるのに発注できていないとか、そういうのがあるもんで、叱咤激励という意味も込めて、多少きついことも申し上げましたが、次々住宅も計画できていくものだと思っております。ひとつ町長の言うようにスピード感を持って住宅建設に頑張ってもらいたいと、そういった

思いを込めております。

質疑終わります。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第10号 天城辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第9、議案第10号、天城辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第10号、天城辺地に係る総合整備計画の変更について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、辺地に係る公共的施設を令和3年度から令和7年度までの期間で総合的に整備するということで、総合整備計画を策定いたしておりますが、その内容の一部を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第4項の規定に基づいて、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は別紙のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

中の数字のところでは1点と、その上の文章のところ、計画書、そこに人口が載っております。これがどの時点の人口なのか、辺地とか過疎というのは、人口は少ないほどいいんじゃないかなと思います。あと、その点数というのもありますけど、この点数が高ければ高いほど、例えば借りれる金額の枠が違うのかどうか、そこら辺も含めて1点。

あとは、この文章自体、公共的施設の整備を必要とする事情というのがあります。ここら辺の文章をいま一度、企画財政課に文章に強いのが1人いますので、参事か何かかも分かりませんが、ここもう一回見直してもらいたいと思います。

例えば、もう簡単に一、二ヶ所いきますね。「さとうきび栽培」というのがございます。その次は「繁殖牛」になっています。やっぱり栽培というのが入っていれば、繁殖牛の飼養とか何とか、牛を養うというのを入れたほうが当然じゃないかと思えます。

それと、「安心・安全」という言葉があります、安心・安全。下のほうに行きますと、「安全・安心」になっています。こういったの。

あと、「住民」とかいうのが同じ行の中に2回出てきたりとか、こういうのをもうちょっときれいに整理をして、主語と述語の関係とか、そこら辺は誰が読んでもやっぱりぱっと分かるように、一度そこを見直してもらいたいというのが、一つです。

あともう一点、次の次のページです。辺地度点数算定表というのがあります。この点数も高いほど、先ほどと一緒です。点数が高ければ高いほど、ひょっとしたら金が借りやすくなるとか、乱暴な言葉で言いますと、金が借りやすくなるとか、借りられる枠が大きくなるとか、もしそういうのがあれば、例えば学校です。天城小学校、一番近いところが載っております。もし、これが天城小学校じゃなかったらいけないというのがもしあれば、西阿木名もあれば、岡前小学校、与名間分校もあるわけです。郵便局も、松原に郵便局があるわけです。遠くのところを取って点数が上げられるものであれば、そこら辺を分かっている範囲で答弁をお願いします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、人口でございます。一番最後のページに、住民記録人口世帯集計表というのがあるかと思えます。これが、令和3年の12月31日を基準とした本町の人口

でございます。一番右の数字になりますが、5千694、この数字が採用されているところですよ。

それと、最後から2枚目の位置図になります。これ今、天城町の辺地に係る計画の中心地が、平土野32の4ということでありまして。この中心地につきましても決まっております、地方税法の固定資産課税台帳に登録された1坪3.3m²当たりの価格の最高の地点であるということがうたわれております。ですので、中心地がこの32の4になるということでありまして。

また、そこからの距離、学校とかいろんな施設の距離ですが、これにつきましても、この辺地の特別措置法に関する法律の施行規則という中に、その中心地からの最短の距離にある小学校の本校をいうということになっておりますので、そういったものに従ってこの距離は算定しているところでございます。

あと、1枚目の計画書の文言につきましては、また再度しっかり見直して、また次の計画時には訂正していきたいと思っております。

辺地に係るものにつきましては、100点以上が辺地に該当するというようになっております。当然点数が高ければ、より辺地が高いということでありまして。これによって、起債の辺地枠がどうなるかというのは、申し訳ございません、そこはまた調べさせていただきたいと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

と申しますのは、以前に、もうずっとかなり以前です。浅間の郵便局の前の通りをしたときに、3千万か3千500万枠があるということで、それ以上借りれないという話でしたが、当時、財務にいた職員がちょっと頑張ったら5千万になったわけですね。和泊辺りが大きく借りているのに、うちの町が借りれんはずはないよということでしたら、そういった努力も、今、かなり枠大きく借りてはいますが、これからやっぱり過疎を使うよりは、使えるものであれば辺地使ったほうが、何回も言いますが、たかが1割されど1割ですので、1億お金借りれば1千万違うわけですので、そこら辺もう少し点数が左右するものであれば、頑張っていたきたいと、このように思います。

あと、中のほうで、大体もう説明聞いて分かりましたが、給食センターが1年後のほうに行っています。前のほうに、今度新しく体験文化館、ドーム闘牛場が入ってきております。私、最初はじき出されたんじゃないかなと思ったんですが、職員のまた皆さんが、どこで聞いたか分かりませんが、そうではないよという説明がありましたので、給食センターが、用地がまだ終わっていないということですので、用地は終わるものとして実施設計に入ってもらいたい。これは、前から言うように、前準備が要るよということですので、用地がものにならんかったらならん

で、どこかで同じのを造るわけですので、もう実施設計には入ったほうがいいと思います。そういったところを含めて、できれば町長、同時進行で早めに、後ろに1年先に延ばすんじゃないかと、用地が整って体制を整えば、一緒に並行してやっていいですよという考えはないですか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

教育施設については、喫緊の課題であるということの中で、給食センターについても喫緊の課題の中に私は入っているというふうに認識をしております。

今、議員のお話のように、まず早く用地をまずは決めて、取得するという事は大事かと思っております。そういう中で、今、教育委員会の総務課のほうでは、いわゆる実施設計、いろんな基本構想の検討委員会というもの、大体お話が進んでいるかなと思っております。

そういったいろんな基本構想の検討委員会の中で、いろんなそこに入れるべき機能といいますか、施設を大体集約されているかと思っておりますので、そこら辺を参考にして早く、いわゆる実施設計のほうに入っていく。そして、また議員と1回、いわゆる補正予算を使うということになると、またバタバタするんじゃないかということもあったりして、よく国の補正予算があったりすると、そこには乗りやすいというところもありますので、そういった準備も万端にしておくということ。

それから、私のイメージの中では、いわゆる給食センターの補助対象というものの中に、実施設計は僕が入ってこないんじゃないかなと思っております。ちょっとそれは確認していないんですけど、そういうところでもありますので、どちらにしても町の財源で使うのであれば、早めに準備をしておくということと一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号、天城辺地に係る総合整備計画の変更について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第11号 天城町町道の路線の廃止について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第10、議案第11号、天城町町道の路線の廃止についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第11号、天城町町道の路線の廃止について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、農地整備課所管事業の通作条件整備事業(一般/樹園地等型)を活用し、道路舗装を実施するに当たりまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、兼久千間1号線ほか11線の路線の一部または全部を廃止したいので、議会の議決を求めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(柏井 洋一議員)

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○7番(久田 高志議員)

特に意見するものではありませんけれども、純粹に町道から農道に移行することによって、交付金の算定金額が変わってくると思います。それがどういったものなのか。

あと、これ純粹に町道と農道と、何か使用用途があったり違ったりするのか、その辺もちょっと気になりました。事業を取り入れて舗装することは、非常によいことだと思っております。特に何もありませんが、純粹に気になりました。

○企画財政課長(福 健吉郎君)

お答えします。

まずは交付税に係るところの答弁をさせていただきます。

今回、12路線で延長は約6.8kmほどあります。今、交付税の中に道路延長、町道の道路延長を基礎としたものと、また面積を算定基礎とした数字が、基準財政需要額に算入されておりますが、今のこの中ではまだ面積はちょっと引っ張り出せなかったんですが、延長で130万ほど減少するということです。また、面積につ

きましても、推計ですが120万ほど次の、8月に道路数値の検証がありますので、そのときにはそれだけ減少してくると、合計250万の交付税からの減少ということです。

仮に、これを農道台帳を整備して入れ込むと、今の交付税の算定でいきますと、これだけ増えても30万円ほどということになります。

○建設課長（宮山 浩君）

町道、農道の道路用途でございますが、特段この道はこの車は通れないとか、そういう決まりは特にはございません。

○7番（久田 高志議員）

確認をしたいと思います。交付税措置として250万が減になって、農道として30万が増、実質220万ぐらいですか、交付税措置が減額されると。これは、いずれまたこの事業を取り入れるというのは、あと、経過年数が過ぎれば、また町道への繰入れとか組替えが可能かどうか、そういったところがちょっと気になります。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

農道として整備、事業を行います。その確認取らなきゃいけないんですが、その後、ある一定期間は農道としてのその状態で置く必要があるかと思っております。そういう期間を過ぎれば、また町道に編入することは可能だと認識しております。

○7番（久田 高志議員）

そういったところをよく勘案して、長期的に考えれば、毎年220万、長期的に考えるとやはり大きな金額になってまいります。もし、その組替えが不可能であれば、やはりこの予算にちょっと色をつけて、交付税に色をつけてでも、要は町道としての舗装を進めていったほうが得なこともあったりするんじゃないかと、ちょっと気になったところでございます。また年数経過によって、また町道に組替えが可能であれば、ぜひ進めていただきたいと思います。

○農地整備課長（大久 明浩君）

この地区、兼久、瀬滝地区になるんですが、5年間かけて事業のほうを農地整備課のほうで実施していきます。県の農村整備課のほうで実施していきます。

今回、事業申請のほうを6億9千700万ほど事業申請をして、8月のヒアリングまでやっていく予定です。来年から5年間かけて事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

県のほうでも実施しますので。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第11号、天城町町道の路線の廃止について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(柏井 洋一議員)

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第12号 令和3年度天城町一般会計予算補正(第10号)について

△ 日程第12 議案第13号 令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正(第4号)について

△ 日程第13 議案第14号 令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正(第4号)について

△ 日程第14 議案第15号 令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正(第2号)について

△ 日程第15 議案第16号 令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正(第3号)について

○議長(柏井 洋一議員)

日程第11、議案第12号、令和3年度天城町一般会計予算補正(第10号)について、日程第12、議案第13号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正(第4号)について、日程第13、議案第14号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正(第4号)について、日程第14、議案第15号、令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正(第2号)について、日程第15、議案第16号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正(第3号)について、以上5件を一括議題とします。

この5件の議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第12号、令和3年度天城町一般会計予算補正（第10号）について、この提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ2億8千368万6千円を追加し、予算総額を83億3千431万4千円に定めようとするものでございます。

その主な項目についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、町税292万2千円の増額、地方譲与税99万3千円の増額、地方消費税交付金1千537万9千円の増額、環境性能割交付金183万5千円の増額、地方交付税1億713万8千円の増額、分担金及び負担金301万3千円の減額、使用料及び手数料367万9千円の減額、国庫支出金4千74万9千円の増額、県支出金1千479万7千円の増額、財産収入、66万5千円の減額、寄附金2千万円の増額、繰入金759万5千円の減額、諸収入366万1千円の増額、町債9千140万円の増額となっております。

一方、歳出につきましては、議会費450万1千円の減額、総務費2億8千220万5千円の増額、民生費4千322万7千円の減額、衛生費5千11万3千円の減額、農林水産業費480万6千円の減額、商工費9千312万2千円の増額、土木費421万5千円の減額、消防費4千205万6千円の増額、教育費2千419万6千円の減額、災害復旧費308万4千円を減額しております。

なお、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、農業創出緊急支援事業費、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業費、公営住宅建設事業費、へき地教員住宅建築事業費など26件、10億250万9千円を令和4年度に繰越事業として行う予定としております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第13号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第4号）について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1千322万8千円を追加し、予算総額を10億9千218万6千円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税300万円の減額、県支出金5千645万8千円の減額、繰入金6千830万6千円の増額、諸収入441万7千円の増額でございます。

歳出につきましては、総務費109万4千円の減額、保険給付費2千84万円の増額、保健事業費779万2千円の減額、諸支出金127万4千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第14号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算を4千846万2千円減額し、予算総額を9億245万8千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、保険料179万6千円の増額、支払基金交付金4千180万円の減額、使用料及び手数料1万円の減額、国庫支出金1千81万円の増額、県支出金903万7千円の減額、繰入金1千17万1千円の減額、諸収入5万円の減額でございます。

歳出につきましては、総務費1千249万円の増額、保険給付費5千275万8千円の減額、地域支援事業費819万4千円の減額でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第15号、令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第2号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ32万8千円減額し、予算総額を7千964万3千円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料53万9千円の増額、繰入金95万4千円の減額でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費17万4千円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金15万3千円の減額でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第16号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1千539万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3千148万9千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、売電収入の1千500万円の減額でございます。

歳出の主なものにつきましては、発電所設備点検業務委託費及び欠損調整基金並びに災害準備基金積立金の減により総額1千539万1千円の減額でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由のご説明を終わります。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。各会計名とページ数を述べてから質疑をしていただきますよう、お願いいたします。

○3番（吉村 元光議員）

補正第10号、一般会計をお願いします。ページ数、36ページ、個人番号カー

ド交付事業というのがありますが、私も、五、六年ぐらい前に個人番号を頂いて、家の棚にしまい込んであるんですが、これを使う用途、どういったのに使うか、まだ知らない町民の皆さんが多いと思いますので、説明をお願いいたします。

続きまして、64ページ、伝統文化体験館整備事業でございますけれども、これ、3日間ぐらい一般質問の中でも、ほかの数人の議員の方から質問があったと思ひまして、中課長の答弁を聞いておりましたら、非常に内容的に技術専門の方が課にいるのかなと思ったりして、このままいろんな議会の中で審議したりしたら、非常に混乱をしているということ、テレビで中継があります。

そういったのがありますので、その組織の充実、これを図らないと、この先大変なことになってくると思うんですが、そこら辺りは総務課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。2点ほど伺います。

○くらしと税務課長（関田 進君）

ただいまの吉村議員に、個人番号、マイナンバーカードについて説明させていただきます。

個人番号といひまして、正式な形ではマイナンバーカードということです。マイナンバーカードということで、主な使い道につきましては、

○3番（吉村 元光議員）

マイナンバーカードじゃなくて、個人番号という通知というのを5年ぐらい前に頂いて、私はそれのことだと思ったんですが、これはマイナンバーカードの補正でしょうか。36ページの個人番号カード交付事業費というのがございますが、

○くらしと税務課長（関田 進君）

マイナンバーカード、個人番号ということで、そうです、同じものです。個人番号カード交付事業費というところをマイナンバーカードということで、よろしいと思います。カードの交付事務に使う予算であります。申請をして、手続をして交付する。

○議長（柏井 洋一議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○議長（柏井 洋一議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（吉村 元光議員）

大変失礼をいたしました。私、以前マイナンバーカードができる前に、個人番号

というのを当時の町民課ですか、そっちから頂いて持っている、その件だと勘違いして、今、質疑をしたんですけれども、マイナンバーカードの件につきましては、一般質問等で説明を受けておりますので、これで結構でございます。

○総務課長（袴 清次郎君）

吉村議員のご質問にお答えいたします。

この本会議の中でも、何名かの議会議員の皆様から、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業についての質疑がございました。現在、商工水産観光課におきまして、基本・実施設計業務が委託されており、所管課長より答弁がありました3月25日が履行期限であります。

昨日の松山議員のご質問でもありましたが、基本設計、おおまかな発注者の意向等を聞きながら、請負、コンサルのほうでおおまかな概算を立てるのが基本設計であります。この基本設計に基づきまして、建物の詳細図、いろいろと鋼材であるとか、電源の位置とか詳細までやるのが実施設計でありまして、現在は基本・実施設計が一体となって発注しておりますので、納品書にはそういったものが全て提出されてくるというものでございます。

これまでの観光地連携整備事業など、複数年にわたるものについては、初年度で基本設計を立てまして、実施年度ごとに実施設計をして、事業を展開してまいりました。

先ほどの吉村議員のご質問でございますが、これほどの大型事業であります。議会の皆様並びに町民の方々の関心度も高いものと感じております。

これにつきまして、本工事から建設課のほうにこの事業を移管したいと考えておりまして、事前に建設課長とは協議が済んでおります。そのようなことから、設計協議の中でも、建設課長、そして直売所の関連で農政課長にも協議には加わってもらっております。

再度お答えいたします。

あまぎ自然と伝統文化体験館の事業、設計が上がった段階で、本工事からは建設課のほうに事業を移管する予定でございます。それに伴いまして、職員配置についても考慮したいと考えているところであります。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑。

○6番（大吉 皓一郎議員）

それでは、一般会計の12ページ、ちょっと私も、課長、町民税のところ、12ページ、固定資産税のところ120万、滞納部分が79万4千円、これ、もう少し努力する時間もあるんじゃないかと思うんですけど、不納欠損にもならない

ような手だても取っているんでしょうか。

それと、3つ行きます。

16ページの一番下から、国庫負担金の317万7千円を落としてありますが、これの障害者自立支援給付金、なかなかこれは障がい者に対しての補助が、ちょっとなかなか見えないし、非常にいいことだと思って、補助をしているんですけど、ちょっと落としているから気になるところでございます。

それと、その次のページ、17ページの一番上、児童手当国庫補助金、これが250万余り落ちております、この説明。

もう一点だけ行きます。20ページ、県の補助金、公衆衛生費補助、合併槽のところ、これが200万、三角で落としておりますが、この説明をお願いします。

○長寿子育て課長（森田 博二君）

国庫支出金、16ページの障害者自立支援給付費国庫負担金、減額の299万2千円となっております。これにつきましては、歳出のほうにも減額がありますが、歳出の39ページになります。

この事業につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担割合になっております。

まず、これにつきましては、12月補正で3千400万程度増額いたしました。この理由としましては、この障害福祉サービス事業費自体、ここだけで総額で予算が2億7千万ぐらいあります。毎月の支払いが、大体2千万前後となっております。

9月審査分ということで、10月に支給しておりますが、支払いしておりますが、このときに2千400万の国保連合会のほうから事業所利用分ということでありました。このままこの額がずっと3月まで行けば、予算が足りないということで、12月補正で3千400万程度増加させていただきました。

その後、また少しずつ下がってまいりまして、2千万ぐらい、例年、これまでどおりの額になっております。その3千400万増額したんですけど、今回、1千300万減額ということになります。

あと、この事業であります。天城町であれば社会福祉協議会であったり、兼久のしえすたのほうであります。また、利用者は徳之島町、伊仙町を利用している場合もあります。その中身は、介護給付であったり、就労支援事業、あと、重度訪問介護等々、いろいろございます。そのような障がい者の方々が、事業所で利用した分のサービス費ということでございます。

あと児童手当、17ページの児童手当国庫負担金であります。これにつきましては、児童手当が2月でもう実績が出ましたので、その不用分を減額したということでございます。

○くらしと税務課長（関田 進君）

ただいまの大吉議員のほうにお答えいたします。

12ページの歳入の中の個人町民税が20万の減額となっております。この町税、個人町民税ということで、町税という枠の中に入ります。町税全体としましては、徴収率も上がっているところなんです、この個人町民税の滞納分、現年度ではない滞納分につきましては、預貯金調査等徴収努力をしているところなんです、どうしてもちょっと歳入見込めないということで、20万円減額させていただきました。

失礼しました。その下のほうになりますけども、同じ12ページで固定資産税のほう120万減額させていただきました。

固定資産税につきましては、滞納繰越分のほうですね。滞納繰越のこの分につきましては、先ほども関連したんですが、当初の徴収の見込みに対しまして、歳入、徴収が見込めないということで、79万4千円減額させていただきました。

続きまして、20ページの合併処理浄化槽のところではありますが、当初、60基を予想して、合併浄化槽の60基の執行を予想していたんですが、実績でR3、37基にとどまっている関係で、この分が執行が見込めないということで、200万ほど合併処理浄化槽関係で減額させていただきました。

以上です。

○6番（大吉 皓一郎議員）

これ、会計年度ももう少し努力する、4、5、努力もできると僕は感じておるんですけど、今やらなきゃいけないんですか。これ、現年度課税ですから、120万。今これで落とすということ自体どうかなということと、またこれ、この後もう一つの滞納繰越分、上の町税もですけど、不納欠損にならないような手だてなども取っているかどうかということもお聞きしたいんですけど、それ終わってからまた浄化槽を聞きます。

○くらしと税務課長（関田 進君）

今回減額した理由になりますけども、やはり。この減額の理由につきましては、預貯金調査及び通帳関係、もろもろ調査をして、最終的に徴収、歳入が見込めないということで、減額させていただいております。

また、この税のほうにつきましては、最終的に不納欠損にならないように、徴収努力をしてまいりたいと思います。

○議長（柏井 洋一議員）

大吉議員、今、マイク。

○6番（大吉 皓一郎議員）

もう少し努力する期間もあるんじゃないかということを言っているんですよ。じゃあ、マスク取ります。

今、3月で落としていますけど、普通これ、もう少し、3月いっぱい、4月いっぱい、5月いっぱいぐらいして、会計処理ができる、その間に何とか努力できないかということを僕は言っています。それと、不納欠損にならないような手だてをしているかどうかということを聞いております。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

今回の10号補正につきましては、今年度の最終補正ということになります。この補正に当たりまして、各課査定をしまいいりました。財政側としましても、予算計上したものを下回る歳入、いわゆる歳入欠陥、こういったことも気にしながら査定に望んでまいりました。

その査定中も、くらしと税務課のみならずほかの歳入のある課については、しっかりと現年度分、また滞納繰越分、予算、徴収努力をしていただいて、限りなく歳入を増やしてくれと言いながらも、歳入欠陥にはならないように予算組みをできましようということでしたので、今回の補正となっております。

○6番（大吉 皓一郎議員）

不納欠損にならないような、どういう手だてをしておりますか。

○くらしと税務課長（関田 進君）

大吉議員にお答えいたします。

不納欠損にならないように、取り組みとしましては、先ほども話したんですが、預貯金調査とか、あとは給与の差押え等、徴収努力をしているところです。

お答えいたします。

不納欠損にならないように、督促状を送ったり、または催告状を送ったり、または自宅を訪問したり、そのような取り組みをして、不納欠損にならないように取り組んでいるところです。

○6番（大吉 皓一郎議員）

ぜひ、そういう不納欠損にならないように努力をして、また、4、5ありますので、その分努力をして入れるように頑張ってもらいたいと思います。

次に、20ページの合併浄化槽、これも200万ほど落としていますけど、県からのやつ、国からもらうやつですけど、もう少しこれ、前回は質問しとるんですけど、町民にアピールして、どういうのを、チラシでも作って、回るときに、中心的にこういうふうにしてやればいいけど、AYTでただ流してそのままという感じの現状になっているので、そうじゃなくて、チラシを作って、例えば集金に行くとか、通りとか、こういうのがありますよとかいうことで、やっていないところには持っ

ていって、これを進めていくというふうな方策をまず考えんと、ただAYTで流せばいいやという感じを私は受ける感じがします。

ですから、もう少し知恵を絞ってこれを、200万、これ返すわけでしょう、国に、県に返すわけですから、返さないように努力をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○くらしと税務課長（関田 進君）

大吉議員にお答えいたします。

200万、今回減額をしておりますけども、補助率としましては国から2分の1、県から4分の1、町で4分の1ということで、結果として200万となっております。

そして、今後、合併浄化槽につきましては、新築や、単独浄化槽から合併浄化槽への変更、くみ取りから合併処理浄化槽への変更など、また引き続きAYTやあまぎ広報誌などを活用しまして、浄化槽への移行を推進するよう努力してまいりたいと思います。

○議長（柏井 洋一議員）

しばらく休憩します。2時10分より再開します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（柏井 洋一議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○12番（前田 芳作議員）

議案の番号16番です。ダムの小水力、これの売電収入の1千500万円減の説明をお願いします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

1千500万ほど減額になっております。9月から11月にかけて洪水吐の下、オーバー水のところから下に下ったところなんです、のり面復旧を実施してしました。その際に2次災害を防ぐために水位を5mほど下げたおきまして、その際にダムの小水力のほうを止めないといけないということもありまして、その関係とあと干ばつのほうが、その後、復旧した後に水位が上がるものと思っていたんですが、雨量が少なくて水位が上がっていないということもありまして、小水力のほうを下流側に一定水量を流さないといけない関係上、小水力を止めておりましたので、その関係での1千500万の減となっております。（「今現在は」と呼ぶ者多し）

今現在、ある程度増えてはいるんですが、まだ満水状態ではないです。（「発電機は動いている」と呼ぶ者多し）発電機のほうは今動いております。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（久田 高志議員）

歳出、1点だけです。款の総務費、目の19天城町豊かなふるさとづくり基金費、当初1億に対しての3千万の補正が組まれております。その他財源が1千万、そして一般財源がまた2千万組み込まれて、そしてまた基金へとなっているんですが、この理由、ちょっと理解しにくいような状況なんですが、どういった意味があるのでしょうか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

当初1億、当初予算で組んであったかと思えます。今歳入のほうを見ていただきますと22ページですが、今現在1億1千万ほどふるさと基金の歳入がございます。一応歳入ですので、もう1億1千万を超えて今歳入はされる見込みであります。恐らく1億2千万近くまで上がるかと思っています。今歳入の予算上は1億1千万となっております。

32ページ、歳出のほうです。

歳出のほうは、これは積立金ということです。令和3年度の実績額をその年度のうちに積み立てるということになっておりますので、結果的には歳入歳出同額となるということです。

歳入のほうは、今1億1千万の予算計上、歳出のほうは1億3千万までいかないかもしれませんが、1億2千何百何十万とか、そういったことも想定しております。ですので、少し2千万ちょっと歳出のほうでは余裕を持たせているということであります。

○7番（久田 高志議員）

いや、ちょっとよく、それを一般財源からということ。1千万は寄附金、これ2千万は一般財源ってなっているわけですね。この2千万は今後その寄附金が見込まれるということですね。その寄附金が入ってきたときの処理はどうされるんですか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

先ほど申し上げました歳入では1億1千万の予算を計上してあります。歳出のほうでは1億3千万という計上をしております。最終的な一般財源は使いません。便宜上、今そのような、歳入のほうは今1億1千万ですので、これが仮に歳入のほう

が1億2千500万になれば、歳出のほうも1億2千500万を基金に積むと。要は同額を積みますので結果的には、最終的には一般財源は使わないということになります。

○7番（久田 高志議員）

では、これは最終的にはまた補正がかかる可能性があるということね、最終補正が。微妙な額がずれが出たら、増額になったり減額になったりということじゃない。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

今回、最終的にこれが最終補正ですので、最後は、この例えば今1億3千万組んでいます、仮に1億2千万の歳入だったとしますと、1億2千万の歳出になります。ですので、1千万の不用額という形で決算書の中に載ってくるということです。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（上岡 義茂議員）

67ページの目の3の木造住宅建設事業費の節の21補償費で、移転補償が80万ありますが、そこの説明と、70ページの消防費の防災拠点施設整備事業の節の備品購入の水上バイク購入31万6千円とありますが、そこのところ2つの説明をお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

67ページの21、移転補償費の80万円でございます。当初、そこに敷地に電柱が東側、西側両方立っておりまして、そこをいじらない程度の図面を書くようには当初考えておったんですが、奥に板根とかあって、そこに行く道を造ったり、駐車場をそこに3台ぐらいの車がとまるような駐車場を整備して、当部のその場所の有効利用を考えて、その電柱の移転をしようということになりました。その電柱移転2本分がこの今見積りで80万円ということになっております。

○総務課長（袴 清次郎君）

70ページの防災拠点施設整備事業費であります。

これは以前の本会議でもご報告、ご説明いたしましたが、B&G財団からの助成事業であります。その中で、平時は町の例えば建設課の道路環境整備、また社会教育課においてはこういった水上バイク等を活用できる事業であります。有事の際にこういったタイヤショベルであるとかダンプ、海の事故等の水上バイクとかを使う防災に関わる事業でございます。

この水上バイクにつきまして、現在この事業、繰越しとなっております。この中で総合運動公園のテニスコートの北側プールとの間の敷地に防災倉庫も今発注いた

しておりますが、受入れの部分、助成金につきましては、次年度、令和4年度に事業が完成した暁には助成金が全て納入されるというものであります。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（平岡 寛次議員）

1点だけお尋ね申し上げます。

ページ数が58ページから59ページ、項の農業費、目の農業経営支援事業、地創臨、この中で負担金補助金及び交付金の971万7千円が減額になっておりますが、この説明をお願いいたします。

○農政課長（山田 悦和君）

農業経営支援事業費、地方創生臨時交付金でございます。今年度の地方創生臨時交付金を活用しまして、ばれいしょの生産向上対策事業と実えんどうの栽培資材助成というところで行いました。ばれいしょの生産向上対策につきましては、ばれいしょの種子消毒及び初期防除薬の補助、また実えんどうの栽培資材につきましては、風被害等で影響を受けたということから、実えんどうの栽培に係る資材の70%を助成するという形で予算のほうを計上させていただきました。その分の執行後の残になります。

実えんどうにつきまして多額の減額が出ておりますが、実えんどうの栽培実績時に合わせて予算のほうを組んだところですが、今回、令和3年度植付が45名ほどということで、かなり落ち込んだ状況になりました。また、その実績に合わせての減額分でございます。

令和4年度においても、また実えんどうについて、特に力を入れていきたいということで同様の70%助成のほうをまた計上させていただきますので、そのほうについてもよろしくをお願いいたします。

○1番（平岡 寛次議員）

これは地方創生臨時交付金での対応だと思いますが、この減額になったお金はどうされるのでしょうか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

令和3年度においても21事業展開してまいりました。これにつきましても今回の当初予算の一枚紙をちょっと臨時交付金を充当した事業ということでお配りしてありますが、事業の大体、交付金が例えば、ごめんなさい、今4年度の資料、4年度当初の臨時交付金の充当事業一覧という表の中で申し上げます。

一事業、例えば4年度で言いますと一番上の総務課の分ですが400万円の事業

費がありますというときに、交付金を340万ほど充てますよということで、85%とかちょっと確率の高いものについてはもう98%とか、交付金を充当してまいりました。令和3年度においても全事業そのような形で大体90%前後で充当してきたところです。

そういう中で1月に今実施している全事業について執行状況、そういったものを出していただきながら調整をいたしてきております。ですので、この中には、このように今のように大幅に減額になったものがあったりします。また、中には予算額どおり85%充当している中で100%執行したものもございます。そういったものをプラスマイナスしながらやってまいりました。そして、極力その交付金を返納しないような形を取ってまいりましたので、ほかの事業でカバーできているということでございます。（「この970万は返すんですか」と呼ぶ者多し）いや、返さないです。流用というか、要は財源の組替的なことになろうかと思えます。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（秋田 浩平議員）

1つだけちょっと聞いてみたいです。

40ページの民生費の5の子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業費で、何もなくて国庫支出金57万7千円を一般財源組替えて、この説明が何も分からないんですけど、ここの説明をお願いします。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

40ページの目の6子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業費、全部落としているというところですよ。

41ページのほうに7と8、高齢者地域支え合いグループポイント事業費、8で介護人材確保ポイント事業という2事業がありますけれども、この5の子育て支援もポイントアップ事業が、この2つの事業に分かれて展開するというところで令和3年度動いています。本来であればもっと早い時期にこの分については減額しなければいけなかったのですが、申し訳ないです、今回の補正になりました。

○8番（秋田 浩平議員）

ちなみに令和4年度は廃目になっているからよ、それが。その意味が分からなかったわけ。分かるように載せて。

○議長（柏井 洋一議員）

秋田議員、いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

まず相談があります。繰越しがいっぱいありますけど、これは調べるのも私だけでしょうか、これは非常に調べるのがもう面倒なんですね。後ででも結構ですので、当初幾ら、補正で幾ら、執行したのが幾ら、でこれだけ残りましたよと、で残り残りましたのが何と何ですよと、項目ですね、歳出の主な項目を書いてあとで渡してもらえませんか。どっちみち渡してもらっても忘れますけど、もう。

そのところの農林水産業費、これは分かります631万4千円。あと、これも当初ですかね、水産物供給基盤。

要するに、当初予算で措置したのにそのままというのが、私が今言ったのが2件ですね。そのほかにもあるんです、当初予算で予算措置したのに全く使っていない繰り越しているのがあると思います。これらの理由をお願いします。とりあえずどことどこということで。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

ただいまの農林水産業費の農業総務費631万4千円でございます。内容につきましては、農業振興地域整備計画書の策定にかかる予算分でございます。当初、令和2年度と3年度、2年間で農業振興地域整備計画の見直しを行うということでいきましたが、まだあと集落での説明等、策定委員会の中でもかなり強い要望等もありまして、集落での説明会、あとそれを経た後に県との協議と公表ということになっております。

今そのコロナの関係等もありまして、なかなかその集落説明会がかないませんでしたので、そこをできれば今月中か来月の早い段階から進めていきまして、6月中の完成を目指しております。そのための繰越をお願いしたいということで今回の計上でございます。よろしく願いいたします。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

水産業費です。水産物供給基盤機能保全事業費1千200万円余りになりますが、機能保全、松原漁港の機能保全になります。実施設計はもう済んでいますが、その工事、修繕工事になりますが、やはりちょっと修繕工の特殊な施工等を見据え、工期等を考えて繰越しをさせていただきたいということで、今回ご提案をさせていただいております。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

先ほど松山議員のほうから詳細を提出していただきたいということがございましたので、財政系のほうで事業名と簡単にすぐこの事業だと分かるような事業内容、そしてまた当初予算でも今、現計予算額と繰越額、こういったものを整理して提出

したいと思います。

○建設課長（宮山 浩君）

当初、3年当初で予算措置をして、執行せず繰り越しているものが建設課のほうでは、20番、前里新団地公園整備事業ということで1千万、遊具の設計をして見積りを取って工事を発注する予定でしたが、いろいろ公営住宅、木造住宅、その他業務に追われまして、実際着手ができなかったことをお詫び申し上げたいと思います。申し訳ございません。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、これよく注意してみてほしいんですけど、今言ったとおりに当初予算で組んであってもやっていないのがあるわけですね、武田議員も言われました、あちこちから言われていますね、執行部遅いと。せめて当初で組んだのぐらいはちゃんとやってもらわないと、何もかも繰越しじゃ困るということ。

それともう一つ、先ほど人を配置するということでしたが、これを見て心配になりませんか。ここに1億1千900万という住宅がありますね。当初が入ってきますね、木造住宅も入ってきて、また木造も入ってくる。それに体験館の2億4千万もここに移るわけでしょう、工事が今年度から。

そうなりますと10億近くなるんじゃないですか、違いますか、4年度の当初まで入れるとよ。それは建設課で大変だと思いますよ。ですからそこら辺、総務課長、先ほども言っていましたが、人の配置をちゃんとしないとこなせないと思いますよ、これだけ量が増えてくると。ひとつ町長にもお願いしておきたいのですが。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

この繰越事業につきましては、これまで一般質問の中でも議論がでたところがあります。前倒しの準備とか、そういったものを進めていきたいというところ、また、今20番ですか、前里新団地の公園、これにつきましては全くの町の単独事業でありますので、国に対する補助事業、補助金交付申請とか基本的なそういったことは必要ない、あとは最終的には町長の決裁をもらえば済むということでもありますので、ここら辺については、また建設課長のほうには指示をしたところでございます。

また、自然と伝統文化体験館が所管というか、いよいよ実施になりますので、しっかりと技術を建設課のほうで対応したいということでもあります。そこについては、またしっかりと4月1日付で人員配置、そういったことについても総務課長がお答えしましたように対応しながら、こうした繰越事業、そういったものに対してしっかりと対応して町民サービスに対応できればと思っております。

これにつきまして26件、その前の年が24件ということでございましたけど、

額が倍増しておりますので、そこについては十分反省というか、心を込めてまた対応をしていきたいと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

聞きたいのはいっぱい山々あるんですが、あまりたくさん聞いても、皆さんも私もひっくるめてですけど、早く終わりたいという希望がありますので、総務課長にひとつ、ここはどこを見たら一番分かりやすかったかな、報酬ですね、いわゆる会計年度任用職員の報酬。

これは一番あちこちを見るよりも87ページを見てもらったほうが分かりやすいのかな。ここで報酬が1千万以上、これが報酬が落ちるのであれば、手当もひよつとしたら、手当はないかもね、期末手当は。この報酬の1千万、これはほとんど会計年度任用職員じゃないかと思うんですが、これが私この間も相談したんですが、月給でぱんぱん渡しておけばこんなことはないと思うんです。日給だから年給が取りづらいとか何とかがあつて、出た分がもらえていて、出ない分が削られるからかなりしわ寄せがいったんじゃないかという気がするんですが、これについて少し説明して、もし私が思っているとおりであれば、今後の対処を説明してください。

○総務課長（禰 清次郎君）

87ページ、88ページの報酬の減額であります。

議員おっしゃいますように会計年度任用職員の報酬であります。各個人につきましては少しずつ上がってきておりますし、手当等もついてきております。昨年度当初で各課の予算計上をし、必要と思われる部署への計上をしていたわけですが、特にけんこう増進課等、そういったところを中心に予定はしておりましたが、応募が、人が雇用が見込めなかったというものが主な要因であります。

また、特に一般事務と違いまして、そういった専門職等のところの配置について、現在いろいろと募集等かけているわけですが、人探しといたしますか、雇用についてまた苦慮をしているところもございます。

○10番（松山 善太郎議員）

あと2、3点聞いて終わらしましょうか、あまり。

これも繰越しになっていたのかな、海岸漂着物、49ページ、悪いところに質問が飛びましたが366万補正で減になっています。で国、県の支出金が690万ですね。これはそれこそ先ほどからありますように、これはちょっと頑張ればもらえた、もらえたと言ったらおかしいんですけど、うまくすればこれは全部使えたお金だと思うんですが、使える予定で3千100万取ったと思うんです。どのようなことでこうなるのか、課長、お願いします。

○くらしと税務課長（関田 進君）

お答えいたします。

海岸漂着物につきましては、当初ある程度、前年度、令和2年度の実績を基に予算化して、執行準備をしていたんですが、途中、会計年度任用職員の退職もあつたり、その他いろんな事情がありまして300万余りの減額をさせていただきました。

ここで一旦減額をしたんですけれども、令和4年度のほうに繰越ということで準備を、予算化しております。漂着物、軽石を含めた漂着物の繰越しをしております。

○10番（松山 善太郎議員）

一応見てはいますよ、340万繰越しですので、やっぱり350万はなくなっているわけよ。

これは前も聞いているんですが、これはずっと以前のもう定年になった課長の時代からずるずる引っ張っているんで、やればできるのにしない。雨が降ったらできないとかそんなことじゃないですよ、使い切ろうと思ったら、これは一番最初、雇用のために始めたようなものなんです、海岸漂着物にかこつけて。これがずっと続きますから、金額はどんどん大きくなる。大きくなったら5人使うところを7名にする、それでもだめであれば、土曜日ちょこっと出てきてみて土曜日もさせればいい。働いている人はやりたいわけだから、そこらの基本的な考え方を、土曜日曜はだめ、雨が降ったらだめ、残ったら返せばいい、そういう安易な発想じゃ困りますので、なるべく当初で申請してOKをもらった分は、2月とか言っていますけど2月で使い切るように。2月でお金を出して、また悪いこと言いますけどね、3月になってちゃんと出勤させればいいわけだから、そこら辺をもうちょっと上手にと言ったらおかしいんですけど、頑張って、あそこで働いている人大変ですから、お金がちゃんと渡るようにしてもらいたい。

あと、もうあと一点で終わらしましょうか。これも、そのすぐ下に清掃総務費、これは私たちが直接関係しているんですが、クリーンセンター候補地選定に係る業務委託3千万、これは丸々落としたんですが、どういった理由なのか、まず一応課長の答弁を聞いてみましょう。

○くらしと税務課長（関田 進君）

松山議員にお答えいたします。

3千万計上をしてありました。クリーンセンターの候補地選定に係る業務委託につきまして、次期新設候補地が決定していない状況の中で、天城町が次期候補地としてふさわしいことを裏づける主な目的といたしまして、令和3年5月に天城町に決定したわけなんですけど、これを受けて自治体として新設設置に向けて具体的な協議が必要ということで3千万を計上してありました。

そして今回、また新たに令和4年度のほうに新設クリーンセンターの策定業務に

係る経費として計上してあります。新年度2千万です。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、これはお互い腹の探り合いみたいなことがあって、やりましょうということでしたが、使わなくてよかったのか判断はしかねるところですが、やはりやったほうがよかったような気がするんですね、無駄になっても。やはり新設、皆さんあまりお分かりでない方もいますけれど、新設しても15年後なんですね。ここにいる人はほとんど誰もいない、この議場には15年後は、年齢だから。そういった話なんです、そういった類いの話。

では、その前にどうなるか。40何億、50億をかけて大久保町長の目論見どおり、あそこを改修することにほぼ話がなりました。あそこに町の負担金を十五億も十何億も出して、あそこを改修して、その横で新設のための準備をするわけですね。新設とかになっても、もう15年以上後なんですよ、遅い、手後れ。やる気を見せる、環境アセスをやっている損はないよというのは、いつでも単独でもいけるよという姿勢なんですね。

例えば20億でできるものであれば、伊仙に行って20億出すよりは、ここに20億出して単独で造って、雇用の場も生まれる、便利もよくなる、私はそっちのほうがいいんじゃないかという目論見もあって、やる気を見せたほうがいいよということではじめたんです。

まだ遅くはありませんので、スピードアップして、候補地選定して、環境アセスもどんどん進めて、いつでも新設に舵を切れるように、私はそこら辺も考慮したほうがいいと思うんですが、非常に答えにくいと思いますが、町長お願いします。

○町長（森田 弘光君）

徳之島全体のごみ処理の施設につきましては、議会の皆さん、そしてまた町民の皆さん方もご承知のとおりでございます。その中で非常に綱引きが激しくなりました。

そういう中で天城町としては、そのごみ処理施設を新設したいという、していきますという強い意思を表現したいということで、議会の中にも天城町ごみ処理施設推進協議会が設置されて、そして町長一人では心もとないから議員全体で後押ししますということで進めてきました。

そういう中で、私たちがやる気を、本気ですよということの中で、いろんな条件整備をしましょうということで3千万予算を組み、そしてそれを準備し続けましたけれども、最終的に天城町に新しい施設については造りますということを決めたところであります。

そういう中で今議員がおっしゃるようにすぐ、当然、毎日毎日ごみが出てくるわ

けですので、今の伊仙町にある既設を、いわゆる基幹改良という名前を使っていますけれども、国の補助事業を使ってまず延命をしながら、そして新設に向けて対応していくということが今スケジュールとしてあるわけです。

それについて、いよいよ決定しましたので、令和4年度には新しい予算を組んで、そういう基本構想、いろんなその新設をするためのいろんな条件、そういったものを確認しながら基本構想をつくっていかうということでもあります。

そのために令和3年度に議会の了承を得て3千万の予算を組ませていただきましたけれども、いよいよ天城町ということに決定しましたので、それに向けて令和4年度からそういった前準備といいますか、準備をしていきたいということで、今回3千万については予算を削減させていただいて、令和4年度に新たにいよいよ前に向かって進みましょうということで、今2千万を組ませていただいております。またこれにつきましても、いろんな形で町民の皆様方のご理解、ご協力が必要な思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（松山 善太郎議員）

とにかく基幹改良、いわゆる今の大規模改修なんですか、やるにしても1炉やるという予算ですね、四十何億。あれ片っぼだけ修繕して、片っぼが壊れたらどうするんだと、ごみはそのまま放置するのと。どっちみち2ヶ所を修理することになると思ひます。そうなると新設とほぼ変わらないと思ひう。

ですから、そこら辺を、相手と言ったらおかしいんですけど、大久保町長、非常にうまいんで、1炉だけと言っている。ところが1炉で止まるもんじゃない。そっちが故障したらどうするんだちゅう話は素人が考えても分かるということです。スピーディに私のところも準備を進めてください。

最後です。

○町長（森田 弘光君）

松山議員、1つだけお知らせしておきたいことがあるんですが、いわゆる愛ランド広域事務組合協議会がございすが、管理者が2年持ち回りになっております。今はまだその広域事務組合の議会を開いていないんですけど、今度開かれる議会の中では持ち回りということでもありますので、天城町長が今度はその広域事務組合の管理者になります。

そこに向けて、いろんな難しい3町のやり取り、そういったこともあろうかと思ひますけれども、またそれについては、いろんなところで逐次また議会のほうにもご報告しながら、まず2年間の中で天城町での新設のことがほぼ形ができてくるかというふうに思ひますので、そこについてはまた議会の皆様、また町民の皆様さん方にも、繰り返しになりますけどご理解お願ひしたいと思ひます。

○10番（松山 善太郎議員）

喜入議員がよく言いますね、肝っ玉の勝負になっていますので、ひとつ頑張っていってもらいたいと思います。

最後ですけど、教育文化振興の町推進会議補助というのが77ページにあります。

この補助、教育文化の町推進会議の補助、この補助金の流れ、誰の名義でどこに幾らぐらいずつ出しているのか。どうしてこの255万というのが残ったのか、こちら辺をお願いします。

○社会教育課長（和田 智磯君）

この令和3年度の予算で残しております255万8千円ではありますが、昨年11月に天城町で、地区の生涯学習推進大会が計画されておりました、これが新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止となっております。このための減額の予算となっております。

補助金につきましては、推進会議の本部長であります町長のほうに申請を上げて、そこから各地区の推進協議会の会長のほうに補助金は支出となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

和田課長、そこまでは大体分かるんですよ、300万以上、一応お金が出ているわけですよ。どこの地区に幾らずつ渡してどういった使い方をしたと、そこを説明してほしい。お願いします。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

まず、教育文化の町推進会議の補助ということで、花代で各集落に10万円ずつ出ております。あと各4地区、北部、中部、南部、西阿木名地区ありますけれども、各地区にこれは今度は各地区推進協議会ごとに26万円ずつ出ております。

あと、この細かいのがたくさんあるんですけども、あと地域学校協同活動補助費ということで、与名間分校に2万円、西阿木名小中学校に5万円、天小、岡小、天中、北中は3万円ですとか、こういったものが出ております。

○10番（松山 善太郎議員）

別に難癖つけるわけではありませんが、じゃ極端に言えば、西阿木名に26万、私のところの北部にも26万あげた。その使い道、有効に活かされているのか。各集落に10万配った、花を植えている。私はよく見るんですが、10万円分植えているところもあるでしょう、そうでないところもあるかも分かりませんね。大体集落の中にあまり花壇がないところもあります。

それが一律10万あげるというのは、最初で言うてありますのでね、4年度、お

金を執行するときは、集落の規模、花壇の大きさ、子供の数、大人の数、そういうのをちゃんと勘案して、まめに仕事をしないと。例えば悪いんですけど、西阿木名は頑張っていますから言いたくはないんですけど、西阿木名に26万、北部のあの大きいところにも26万、おかしい、大津川は20万、上区あたりの頑張っているところにも10万、それもいかなものかなと思う。

そこら辺をやはりもうちょっと細かく気を遣った仕事を、出すなどは言っていませんよ、もうちょっとぴりっとした辛味の効いた仕事をしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

これから議案第12号、令和3年度天城町一般会計予算補正（第10号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和3年度天城町一般会計予算補正（第10号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号、令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。3時10分より再開します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（柏井 洋一議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第16 議案第17号 令和4年度天城町一般会計予算について
- △ 日程第17 議案第18号 令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第18 議案第19号 令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第19 議案第20号 令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- △ 日程第20 議案第21号 令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第16、議案第17号、令和4年度天城町一般会計予算について、日程第17、議案第18号、令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第18、議案第19号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算について、日程第19、議案第20号、令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第20、議案第21号、令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算について、以上5件を一括議題とします。

この5件の議題について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第17号、令和4年度天城町一般会計歳入歳出予算について、その提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度の当初予算額は、64億6千230万4千円で、前年と比較しますと1億1千372万4千円の増額となっております。予算の概略につきましては、議会冒頭の施政方針の中で申し述べましたので割愛いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第18号、令和4年度天城町国民健康保険事業特別会計予算について、その提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度の当初予算は、9億5千651万7千円で、前年度と比較しますと1千589万円の減額でございます。歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税8千61万5千円、県支出金7億7千325万1千円、繰入金1億222万6千円でございます。歳出の主なものにつきましては、総務費857万3千円、保険給付費7億3千211万6千円、国民健康保健事業費納付金1億9千49万2千円、保健事業費2千257万9千円、諸支出金255万3千円でございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議案第19号、令和4年度天城町介護保険事業特別会計予算について、その提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度の当初予算は、8億4千979万3千円で、前年度と比較しますと2千761万1千円の減額でございます。歳入の主なものは、介護保険料9千943万4千円、国庫支出金2億4千871万5千円、支払基金交付金2億1千882万8千円、県支出金1億2千841万1千円、繰入金1億5千422万3千円でございます。歳出の主なものは、総務費1千690万8千円、保険給付費8億330万6千円、地域支援事業費2千598万7千円でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第20号、令和4年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算について、その提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度の当初予算は、7千888万2千円で、前年度と比較いたしますと97万7千円の増額でございます。歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料4千211万6千円、繰入金3千523万円、諸収入151万9千円でございます。歳出の主なものにつきましては、総務費306万1千円、後期高齢者医療広域連合納付金7千543万2千円でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議案第21号、令和4年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計歳入歳出予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度の当初予算は、4千680万3千円でございます。歳入の主なものは、売電収入4千200万円、繰入金（3町負担金）480万円でございます。歳出の主なものは、一般管理費1千219万3千円、維持管理費3千461万円でございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

○総務課長（袴 清次郎君）

これから、当初予算をご審議いただく前に、ご説明を二、三点させていただきた

いと思います。

当初予算書の172ページをお開きください。職員の級別職員数のところであります。併せまして、先ほどご承認いただきました補正予算書の一般会計の91ページも一緒にご覧ください。

まず、当初予算書172ページの級別職員数でございます。一般行政職のところの令和3年1月1日現在の合計数144名となっております。先ほどの補正予算書の91ページ、同じく令和3年1月1日現在、135名となっております。この数値の違いでございますが、令和3年度、今回最終補正でございます。これまではこの数値が給与実態調査に基づく数値で記載をしておりました。135名といたしますのは、現在の正規職員から給与実態調査に基づく税務職員9名、水道公営企業6名、そして学校幼稚園の教諭1名を16名差し引いた数がここに記載されておりました。今後、当初予算に先ほどの144名であります。実数に、実体の数に近い形に今後させていただきたいと思っております。この一般会計予算書に計上されております人件費と整合性を持たせたというものでありまして、この144名につきましては、特別会計に計上されております公営企業の水道課であります。6名とダム職員の1名、7名を差し引いた職員数であります。まずこれが、1点目の報告であります。

その前のページ、当初予算171ページ、そして補正予算書では90ページ、前のページであります。

職員1人当たりの給与の平均額を示しております。当初予算の令和3年1月1日現在では、平均給与月額28万745円となっており、年齢が40歳と5ヶ月、それに対しまして補正予算書の同じ令和3年1月1日現在では、平均給与月額が28万5千173円、平均年齢が41歳と5ヶ月、これにつきましても先ほどとの実態に合わせた数値にもっていったものに係るものであります。

あと当初予算書の168ページ、169ページをご覧ください。

これにつきましては、精査したところ1名の誤差がありましたので、申し訳ございませんが修正をお願いいたします。

まず、下ですね、169ページの会計年度任用職員の前年度141名を142名、比較のところは三角の9名から三角の10名、そうしますとその後ろのページに、会計年度職員以外の職員数がありますが、この2つの合算が168ページの総括表にきます。前年度の285名がプラス1名の286名、したがって、比較の三角13名が三角の14名となります。

以上、3点につきまして、これから後のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（柏井 洋一議員）

質疑に入ります前に、質疑につきましてはそれぞれの所管外のものに絞って、各

会計名とページ数を述べてから質疑をしていただきますよう、お願いいたします。

また、質疑事項についても、二、三点に絞ってお願いしたいと思います。

これから質疑を行います。

○3番（吉村 元光議員）

2点ほど質問させてください。一般会計です。ページが117ページ、目は7です。天城町商工業応援商品券、18の負担金ですけれども1億円。昨年度もプレミアム商品券の事業がございましたけれども、この事業内容をお願いします。特に発行枚数、それから支給といいますか、配分の仕方です。昨年度以上に問題にもなったことがあるかと思いますが、そこらあたりを考えた説明をお願いします。

次に、ページ数が138ページ。11の学生等臨時支援金事業費でございます。これは多分、昨年度5万円ほど学生さんに、コロナ禍の影響を受けた学生さんに支援をしたと思うんですが、5万円だったと思うんですけど、私、次代の天城町を背負う学生さんが、今困っているときに、国からのこういった交付金がある間に、本当に支援をして育てる、将来的な展望を見据えた場合に大事だと思いますので、もし1人5万円ぐらいの予定だとするのであれば、補正でもかけて国からの交付金があるうちに10万円ぐらいをしていただきたいという考えですが、そこらあたりを含めてお願いしたいと思います。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

商工業応援商品券になります。今回が第3弾になりますが、第1弾、第2弾を実施させていただきました。1千円券の20枚綴りを1万セットをご用意する予定で今、提案をさせていただいております。それを1万円で販売をするということなので、2万円分の商品券になります。今回は、昨年度のいろいろ集落等の販売もさせていただきましたが、今回また徳之島町の商品券の販売方法をちょっと参考にしたりとか、そういったものをしながら、今まで行った、反省するところは反省しながら、多くの町民の方に行き届くような販売方法を検討したいと思っております。

昨年度は、2回目に代理購入等もさせていただきましたが、そこで防災センターのほうでちょっと町民の皆様には本当ご迷惑をおかけして、その場でも私のほうで申しわけございませんということではしております。今回は、もう先に代理購入等もして、余ったというちょっと表現はあれなんですけど、第2回販売するときにはもう代理購入ができないような仕組みづくりもしていきたいと思っております。

第1弾、第2弾に続きまして、第3弾についても、18歳以上の町民の方々にこれが販売できるように、これから準備をしていきたいと思っております。やはり、これが採択されますと4月以降準備を進めていくことになりますので、できるだけ

早めに町民の皆様には行き届いていくように、こちらのほうも職員、課内で一丸と
なって準備をしていきたいと思っております。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

学生支援交付金の分です。新たなオミクロン株による感染が拡大する中、やはり不安を感じながら学生生活を送っていると思われる、島外での本町出身、大学、短大そして専門学校生の子供たちへの経済支援ということで、令和4年度も5万円を予定しております。先ほどの吉村議員からのご意見につきましては、また課内で検討、町長部局と相談していきたいと考えております。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（大吉 皓一郎議員）

一般会計の49ページ。

空き家対策がありますが、これ700万組んでありますが、何軒ぐらい、1軒か2軒かと思うんですけど、集落等を教えてもらえればありがたいです。どれぐらいの改修をするのか。

それと、51ページ。

外来生物駆除委託料152万3千円、これどういったので、どういうふうにするのかという方法を教えてください。

もう一件、78ページ、一番下のほうにあります。

私的二次ということで、450万、医療機関支援補助、この3つ、どういう方法でどういうふうに使っていくのか、どういう方法でどういうふうに使っていくのか、どういう病気に使うのか。お願いします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

まず、空き家改修補助事業の700万でございますが、これは空き家改修です。その所有者から申告があれば、申し込みがあれば実施する事業であります。ちなみに令和3年度は9軒実施予定、まだ完了していない物件もありますので9軒ということになります。移住定住の観点から、1戸でも多く改修していただいて、そこに人が住んでいただくということで、一応700万ですので7軒見込んでいます。

それと、51ページの徳之島希少野生動植物保護事業費です。これにつきましては、奄振事業を活用しております。昨年まで、令和3年度までは事業主体が徳之島自然保護協議会のほうで実施しておりました。非常にその自然保護協議会で実施するとなると、結果的には事務局はそれぞれの3町持ち回りですので町となります。

また、その実施する中で、今回4年度からはそれぞれの町で実施したほうがいいんじゃないかということで、今回300万ですが、それぞれの町で直接的に実施していくということにしました。

その中で外来生物の駆除委託ということでございますが、これにつきましては従来やっております外来植物、そういった駆除作業でございます。お金を使わない部分でボランティアイベント、こういったものも当然展開していく形になりますが、この委託に関しましては大きいところ、例えばため池の中のホテイアオイ、こういったものの駆除とか、そういった大きい箇所については建設業者の方々をお願いして実施していきたいという経費でございます。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

78ページが一番下の私的二次救急医療機関支援補助についてです。この事業は、令和2年から実施しております。私的二次救急医療機関、徳之島では徳洲会病院と宮上病院が対象医療機関になりますけれども、その医療機関が天城町の町民の方の救急を受け入れた件数、これに応じて補助金を出すという、総務省の補助事業になります。1件当たり1万8千円だったと記憶しておりますが、交付しております。2月に病院のほうから申請書を出していただいて、町のほうが年度内で交付するという形をとっております。

○議長（柏井 洋一議員）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（大吉 皓一郎議員）

今、碓本課長、病名どういふのが多いんですか、緊急医療。分かっている範囲内で。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

すいません、私の個人的な見解というか、なんですけれども、高齢者の方の体調不良、恐らく心疾患であったり脳疾患が多いのではないかと、すいません、救急時の病名まではちょっと報告がなされていなくて、病院からの件数と消防署の出動件数を突き合わせてチェックしているものですから、お一人お一人の病状については、把握していないところです。

○6番（大吉 皓一郎議員）

もう一つだけ。

以前、知事と語る会のあるときにある医者が、あるドクターが、ドクターヘリがなかなか要請しても来ないということが言われておったんですけど、最近はどうですか。これはもう救急ですけど。こういう人もおりますか、最近。ドクターヘリを呼ぶと

か。

○けんこう増進課長（碓本 順一君）

ちょっとけんこう増進課で直接携わっている部署ではないですが、少なくとも私のところでドクターヘリがなかなか来ないという話は、伺ったことはございません。

○6番（大吉 皓一郎議員）

タウンミーティングしたときに、医者がそういうことで新聞に載っていました。その後は改善されたのだろうか。それは後で調べてみます。

○議長（柏井 洋一議員）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○8番（秋田 浩平議員）

ページ数が86ページの、世界自然遺産保全ネコ対策事業費の増額の説明と、133ページの災害時相互支援体制構築事業費、この2点の説明をお願いします。

○くらしと税務課長（関田 進君）

ただいまの秋田議員にお答えいたします。

86ページの徳之島3町ネコ対策協議会の負担金が増えているというところでございます。この徳之島3町ネコ対策協議会は、県が60%、徳之島3町がそれぞれ40%、均等割り額となって、それぞれ負担しております。令和3年度から令和4年度、予算が増になった理由ですけれども、3町の猫の捕獲員の方が現在3名ですけど、3名増員した関係で予算も増えています。

あともう一つは、TNR、手術代です。この負担金が現在3千円負担なんですけど、4月から1万円の補助があるということで、その2つの兼ね合いで負担金が今回増となっております。

以上です。

○総務課長（袴 清次郎君）

一般会計133ページの消防費の中の目の5、災害時相互支援体制構築事業費であります。今年度、初年度で2年目に当たる事業であります。先ほど関連しましたB&G財団の助成事業であります。事業費310万円のうちの300万円が財団からの助成金であります。

内容につきましては、災害時に役場職員、消防職員、消防団員等の協力を得て有事に備えるための研修等を行う予算であります。このB&G財団からバックフォーやスライドダンプ等、また先ほどのタイヤショベル等、そういった重機をこれで配備するわけですが、そのための職員、消防職員、消防団員等の対象者への講習、そういったものを行います。

また、講師謝金については、それに係る島外からの講師2名に係る部分、避難所を設置した場合の研修として、これは県外を予定しておりますが、講師1名を予定いたしております。

普通旅費につきましては、これは財団の拠点になる研修所ではありますが、長野県のほうに4泊5日で2名、これは今年度も派遣いたしました、この2名が指導員となって、またこちらで普及する役目を負っております。

特別教育旅費ということで、これについては熊本県で2泊3日、ローテーションを組んで行きますが、総勢20名枠予定いたしております。これについても消防署、消防団からまた対象者を推選をしていただきまして、研修を受けてもらう予定をいたしております。

役務費等につきましては、これに係る研修の手数料や講習を受ける方たちの保険料であります。使用料及び賃借料につきましては、研修時、令和3年度は旧クリーンセンターの敷地内で行いましたが、そういったときのバックフォー等の借り上げ料でございます。令和5年度までこのソフト事業はございます。

○8番（秋田 浩平議員）

旅費が出て、免許とか取得費用に係るのかなってという思いがあったんで。バックフォーとかタイヤショベルであれば、特殊な車両系を持たないと乗れないわけですので、こういうふうな事業をするならいいと思います。

それと、最初のネコ対策のあれなんですけど、こういうふうにして負担金をどんどん上げてくる、県が60%出すって言いますが、こういうふうに上げてくるのであれば、私たちにもっとネコ対策協議会がどのような事業を行っているのか、分かる資料とか、実際に今聞いてみないと捕獲員が3人増えるとか、こっちは全然分からないわけです。今現実に何回か、捕獲員が軽トラックに捕獲箱を積んで走っているのは見ています。だけど現実に何名いるのかも分かりません。だから今、旧クリーンセンターのほうで一時預かりしている猫の餌代とか、そういうのを3町でどのようにして分担してもっているのかとか、捕獲した猫の飼養はここでやっていますよね。そしたらその餌代とかどういうふうな形で3町の分担金であれなのか。そういうのが全然これでは分かりませんので、できれば協議会の活動内容、こういうのを私たちに示してもらえればありがたいと思います。

○議長（柏井 洋一議員）

関田課長、後ほど、そういう資料がありましたら、議員の皆さんに提供をお願いします。

ほかにございませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

質問じゃありませんが、今のところですね、関田課長。これ今、県が60%、3ヶ町が40%と言いましたね。間違いないですね。3ヶ町が40%の負担金で1千300万であれば、3ヶ町で3千900万ということでいいですか。そういった計算でよろしいでしょうか。

○くらしと税務課長（関田 進君）

令和4年度の予算としまして、事業費の60%が交付金相当、あとは均等割りということで、3町の全体の予算としては3千900万で、町のほうが1千300万ということで、実際、町の手出しと申しますか、持ち出しと申しますか、これにつきましては793万となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

いつまでも質疑をしても始まりませんので、テレビをご覧の皆様には大変失礼かとは思いますが、お願いがあります。私たちは建設経済産業常任委員会ですので、隣の委員会でやっているのが全く見えません。今、職員の皆さん、こういった面では大変優秀になっておりまして、もう微に入り細に入り説明資料があります。ほとんど質疑することもございません。できれば、総務文教厚生委員会の分を私たちの委員会に、建設経済産業委員会の資料の分を隣に。そうしていただければ、私たちも総務課が何をしているのか、企画財政課が何をしているか分かりますので、多少難儀かとは思いますが、これをお願いできますか。

○総務課長（禰 清次郎君）

ただいま、松山議員からございました件につきましては、そのようにさせていただきますきたいと思います。

○12番（前田 芳作議員）

ちょうど今、松山議員がいいことをおっしゃいました。建設課の事業が出るわけですが、道路の補修やら、それから橋梁がなくなったという予算、そういうのは廃目になっているのですが、明細をもらえれば質疑をすることないですから、ぜひそのようにお願いしたいと思います。（「質疑なし、委員会付託」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となりました議案第17号から議案第21号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第21号はそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

△ 日程第21 議案第22号 令和4年度天城町水道事業会計予算について

○議長（柏井 洋一議員）

日程第21、議案第22号、令和4年度天城町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第22号、令和4年度天城町水道事業会計予算について、その提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度の当初予算は、2億5千495万1千円で、前年度と比較しますと201万4千円の減額でございます。水道事業収益の主なものは、営業収益9千564万円、営業外収益1億6千623万9千円。水道事業費用の主なものは、営業費用1億9千679万4千円。営業外費用840万6千円となっております。資本的支出の主なものは、建設改良費459万円、企業債償還金4千516万1千円となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏井 洋一議員）

質疑に入る前に、質疑につきましては、所管外のものについてページ数を述べてから質疑をしていただきますよう、お願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となりました、議案第22号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。よって、議案第22号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これからは、委員会として、次の議会は3月25日金曜日午前10時から開会します。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時47分